

平成 30 年度

包括外部監査報告書

「防災に関する事業の執行について」

豊橋市包括外部監査人

近 藤 繁 紀

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、合規性等についての指摘事項については（指摘）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第 1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	外部監査の対象部署	1
5.	外部監査の対象年度	2
6.	外部監査の実施期間	2
7.	外部監査の方法	2
8.	外部監査の補助者	3
第 2	豊橋市における防災に関する事業への取り組み	4
1.	防災に関する計画	4
2.	防災危機管理課の概要	15
第 3	豊橋市における防災に関する事業	18
1.	アンケート項目	18
2.	監査対象事業	18
第 4	監査の指摘及び意見のまとめ	25
第 5	外部監査の結果	31
I	総括的事項	31
II	命を守る	39
III	生活を守る	80
IV	社会機能を守る	96
V	防災力を高める	117
VI	視察	124
第 6	利害関係	143

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災に関する事業の執行について

3. 事件を選定した理由

豊橋市（以下、「市」という。）は、南海トラフ地震が発生した場合に地震動や津波による広範囲の被害が想定されることから、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。また、近年の台風の大規模化、降雨の局地化・集中化により、風水害や土砂災害の発生が危惧されている。

こうしたリスクに備えるため、市は「第5次豊橋市総合計画 後期基本計画」において、まちづくりの大綱である「安心して暮らせるまちづくり」の1つとして「防災対策の推進」を掲げ、地域防災力の充実強化、災害対応力の強化及び災害に備えた市域の強靱化に取り組んでいる。また、国が交付した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化地域計画として、市は平成29年3月に「豊橋市地域強靱化計画」を策定し、大規模自然災害のリスクに備えている。このように市にとって防災に関する事業は重要な施策に位置付けられている。また、市民の安全に直結する事業であることから、市民の関心も高いと思われる。

このような状況に鑑み、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、防災に関する事業の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

防災に関する事業を実施している部局

5. 外部監査の対象年度

平成 29 年度

ただし、状況により過年度及び平成 30 年度

6. 外部監査の実施期間

自：平成 30 年 6 月 1 日 至：平成 31 年 1 月 31 日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 防災に関する事業について、事務の執行の合規性
 - ・防災に関する事業の事務について、市の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
- ② 防災に関する事業について事務の執行の経済性・効率性・有効性
 - ・防災に関する事業の事務について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

中 村 哲 也 (公認会計士)
岩 戸 誠 司 (公認会計士)
丹 羽 滋 正 (公認会計士)
吉 富 久 史 (公認会計士)
高 士 雄 次 (公認会計士)
赤 塚 法 生 (公認会計士)
竹 内 恭 平 (公認会計士)
山 田 麻 登 (弁護士)

第2 豊橋市における防災に関する事業への取り組み

1. 防災に関する計画

豊橋市では防災に関する各種の計画を定めている。以下は、主な計画より抜粋したものである。

(1) 第5次豊橋市総合計画 後期基本計画

第5次豊橋市総合計画の後期基本計画において、以下のとおり「防災対策の推進」が掲げられている。なお、当該計画は平成28年度から平成32年度までの5年間を対象としている。

【目標とする姿】

日頃から市民、地域、事業者、行政が連携・協働して災害に備えており、災害時等においては迅速で的確に対応できる体制が整っている。

【指標】

指標名	平成26年度実績値	平成32年度目標値
家庭で備蓄を行っている世帯の割合	80.3%	100%
自主防災組織が行う防災訓練・防災講話への参加者数	29,981人	37,800人

【現況と課題】

- ・日本各地で大雨や暴風による浸水、河川氾濫、土砂崩れ等の被害が増加している。
- ・東日本大震災では、多数の死者やライフライン等の壊滅的な被害が発生し、行政の機能停止をはじめ、避難所の運営、廃棄物処理などに多くの課題が見えてきた。
- ・本市は平成26年3月に、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された。
- ・平成26年8月に、過去の地震モデルとあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデルに対する被害予測の調査結果を公表した。
- ・モデル校区において、校区自主防災会に学校が協働して災害への備えに取り組んでいる。
- ・自主防災組織の活動に必要な資機材等に対する助成を実施した。

- ・地域における自主防災活動の中核を担う防災リーダーの育成が必要である。
- ・重大な感染症や大規模事故といった危機事案への対応として、豊橋市危機管理指針を策定した。
- ・東三河8市町村が一丸となり災害に強い地域づくりを進めていくことが求められている。
- ・津波防災センターや防災ひろばなど、災害時の避難場所の整備を推進している。

【取り組みの基本方針】

① 地域防災力の充実強化

災害による被害を最小限に抑えるため、市民や地域が「自らの身の安全は自ら守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち「自助」「共助」の主体者として行動できるよう、防災・減災意識の向上を図るとともに、自主防災活動への支援など、地域での各主体が連携した取り組みの活性化を促す。

② 災害対応力の強化

災害から市民の生命・身体・財産を守るため、南海トラフ地震による被害予測調査結果を踏まえた各種対策を推進するとともに、災害対策本部の強化、防災関係機関との連携強化、ボランティア受入体制の構築、業務継続に向けた取り組みなど、活動体制の強化を図る。

また、テロ等の武力攻撃事態、新たな感染症の発生等による健康危機など、様々な危機の発生に備えるため、危機管理体制の強化を図る。

③ 災害に備えた市域の強靱化

災害による市民生活への影響を最小限に抑えるため、海岸・河川堤防の機能強化、緊急輸送道路等の防災対策、上下水道施設や住宅の耐震化を推進するとともに、集中豪雨や大雨による浸水被害、土砂災害による被害を防ぐための各種対策を推進する。

(2) 豊橋市地域防災計画

豊橋市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、豊橋市防災会議が豊橋市の市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画で、関係機関の防災業務の実施

責任を明確にし、かつ相互間の連絡調整を図るための基本的な大綱を示している。

災害の種類ごとに、「風水害等災害対策計画」と「地震災害対策計画」と「原子力災害対策計画」の3つの計画に分かれている。

【風水害等災害対策計画】

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

【地震災害対策計画】

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等
第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等

【原子力災害対策計画】

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

(3) 豊橋市水防計画

豊橋市水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体である豊橋市が、水防法第33条の規定及び災害対策基本法の趣旨に基づき、愛知県水防計画に応じ、豊橋市の河川、ため池及び海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するために、水防上必要な事項を定め、水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

なお、災害対策基本法第16条に基づき、市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のために設置された機関である豊橋市防災会議は、豊橋市地域防災計画、豊橋市水防計画の修正について審議し、決定をする。

(4) 豊橋市地域強靱化計画

平成25年10月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定された。

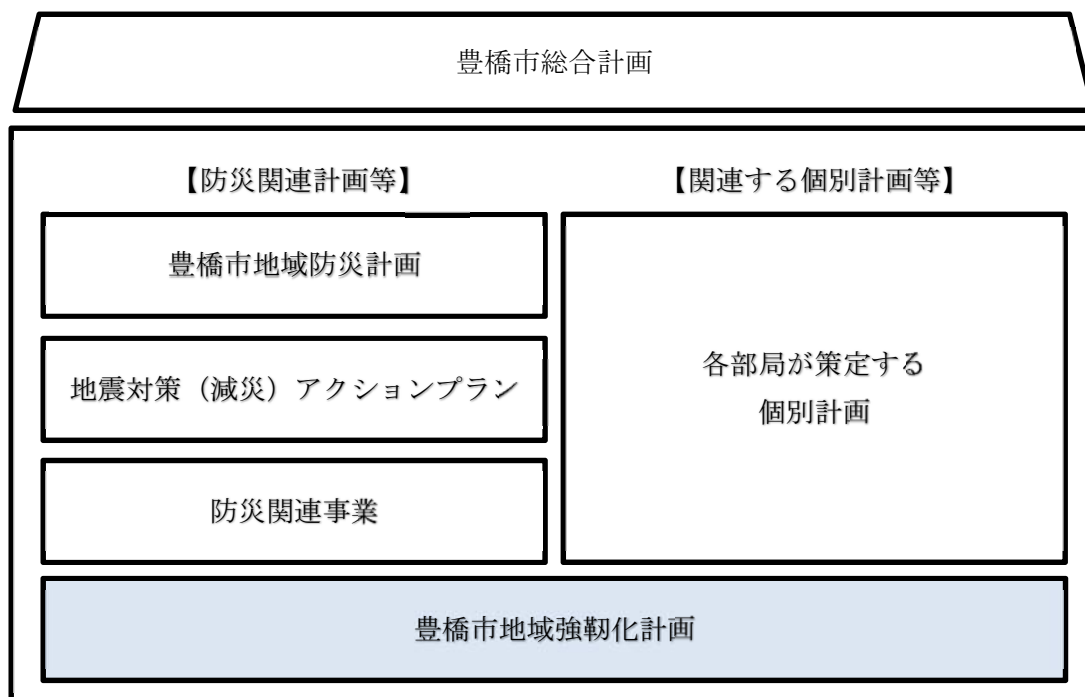
豊橋市地域強靱化計画は、現在進めている防災・減災対策の取り組みを念頭においた上で、今後の市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。

市を強靱化する意義は以下のとおりである。

大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

また、当計画は「豊橋市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「豊橋市地域防災計画」、「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」など、当市における様々な分野の計画等の指針となる性格を有している。

【豊橋市地域強靱化計画のイメージ】



(5) 豊橋市地震対策（減災）アクションプラン（平成29年6月改訂版）

東日本大震災では災害の巨大化、広域化、長期化、複合化というこれまでの地震の想定を超える様々な課題が出現した。

こうした経験を踏まえ、「命を守る」ことを最優先課題とし、地震防災・減災に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせた行動計画として市として初めてとなる地震対策（減災）アクションプランを策定した。今後は、本アクションプランに基づき地震防災・減災対策の着実な推進を図る。

【目標1 命を守る】

目標指標	初期値（平成25年度）	目標値	目標年度
住宅の耐震化率	88.8%	95%	平成32年度
公共施設の耐震化率	99.7%	100%	平成29年度
家具の固定率	59.7%	100%	平成35年度
農業用排水機場の耐震化	-	5箇所	平成32年度
津波避難マップの作成	-	6校区	平成29年度

耐震性防火水槽（消防水利）整備	284基	314基	平成35年度
豊橋ほっとメール登録者数	23,169人	85,000人	平成35年度
豊橋防災ラジオ普及台数	8,153台	15,000台	平成31年度
市民病院非常用発電設備更新等進捗率	1.1%	100%	平成28年度

【目標2 生活を守る】

目標指標	初期値（平成25年度）	目標値	目標年度
7日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数	約10%	100%	平成35年度
備蓄倉庫整備箇所数	9箇所	12箇所	平成28年度
飲料水兼用耐震性貯水槽設置数	22箇所	26箇所	平成27年度
避難所等への太陽光発電システム（無停電電源装置）の設置箇所数	47箇所	83箇所	平成28年度

【目標3 社会機能を守る】

目標指標	初期値（平成25年度）	目標値	目標年度	
緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率の向上	50%	100%	平成35年度	
緊急輸送道路等の沿道の通行障害建築物数の削減	89棟	61棟	平成32年度	
管路を耐震化した重要施設割合	69.5%	100%	平成35年度	
下水道施設の耐震化率	主な処理場	32.3%	87%	平成35年度
	重要な管路	74.6%	77%	平成35年度
農業集落排水施設の耐震化率	0%	100%	平成30年度	
非常用発電機稼働時間（市役所西館）	12時間	72時間	平成28年度	

非常用発電機稼働時間(中消防署)	13時間	72時間	平成27年度
災害対応車両用燃料(ガソリン)の確保量	0.3日分	3日分	平成27年度
BCP策定企業数	28社	100社	平成29年度

【目標4 迅速な復旧・復興を目指す】

目標指標	初期値(平成25年度)	目標値	目標年度
豊橋市災害廃棄物処理計画策定	-	策定	平成27年度

【目標5 防災力を高める】

目標指標	初期値(平成25年度)	目標値	目標年度
防災リーダー養成講座修了者数	411人	850人	平成35年度
まちづくりモデル校区事業	3校区	22校区	平成32年度
災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者数	288人	437人	平成35年度
消防職員による個別訪問率	13.5%	100%	平成30年度
受援計画策定	-	策定	平成29年度

(6) 豊橋市危機管理指針

市では、危機的な事案が本市域及びその周辺に発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民及び滞在者の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減するため、市における危機管理の枠組みを示すものとして、豊橋市危機管理指針を策定した。

【危機】

本指針に定める危機とは、「市民等の生命、身体及び財産に直接的かつ重

大な被害を及ぼす事案又はおそれがある緊急の事案」をいい、以下のとおり大別する。

自然災害及び重大事故災害

「豊橋市地域防災計画」「豊橋市水防計画」の対象となる事案

武力攻撃事態及び緊急対処事態

「豊橋市国民保護計画」の対象となる事案

健康危機、環境危機、重大事件及びその他の危機

「豊橋市地域防災計画」「豊橋市水防計画」「豊橋市国民保護計画」
の対象とならない事案

本指針は上記で定める危機のうち、「健康危機、環境危機、重大事件及びその他の危機」について対処方針を定めるもので、「自然災害及び重大事故災害」及び「武力攻撃事態及び緊急対処事態」については、「豊橋市地域防災計画」「豊橋市水防計画」及び「豊橋市国民保護計画」に基づき対処する。

(7) 豊橋市役所地震対策業務継続計画

当市における地震対策は、災害対策基本法に基づく「豊橋市地域防災計画（地震災害対策計画）」を基本的かつ総合的な計画として、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取り組みを進めてきた。その一方で、市は、市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は休止することなく継続して実施することが求められる。市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、早期の復旧と適正な業務執行を行うための事前対策として、平成16年3月に公表した東海・東南海地震連動を想定地震とした豊橋市地震被害予測調査による被害想定をもとに、「豊橋市地震対策業務継続計画」を平成25年2月に策定した。

【基本方針】

- ① 大規模地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。
- ② 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標の実現のため必

要な資源の確保と配分を行うこと。

- ③ 想定される大規模地震の発生に備え、平常時であっても全庁的取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

【非常時優先業務】

非常時優先業務とは、発災から1か月間に優先的に実施すべき業務であり、発災後に実施する「災害応急対策業務」、「優先度の高い通常業務」のことをいう。

分類		評価基準
災害応急対策業務		地域防災計画に定める災害応急対策業務・早期に実施すべき優先度が高い災害復旧業務（災害対策本部規程で定める災害対策業務）
優先度の高い通常業務	継続する業務	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活に影響が生じるため、中断することが不可能で継続しなければならない業務（状況によって人数を縮小する場合がある）
	変更して対応する業務	発災後、業務開始目標時間までに業務が実施できなかった場合、市民の生命、身体及び財産または市民生活への影響はあるが、簡略化等により変更して対応を継続する業務

【業務開始目標時間設定ガイドライン】

選定した非常時優先業務に、市の業務継続計画で定めるべき業務開始目標時間の大きさを示すため業務開始目標時間設定ガイドラインを作成している。以下は災害応急対策業務の業務開始目標時間設定ガイドラインである。

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火・救助・救急の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人・場所の確保、非常用通信手段確保、地震・津波情報等の収集等） ・被害状況の概要把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）
3 時間以上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・

内	・ 広域応援要請	運用) <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設受入業務 ・ 公共建築物の応急危険度調査等（庁舎等の重要建築物) ・ 応急救護所の開設 ・ 広域応援要請（警察、消防、DMAT 等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請) ・ 自衛隊災害派遣要請 ・ 報道機関への広報・報道等
6 時間以内	・ 応急活動（救助・救急以外）の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等) ・ 市管理組織の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等のインフラ・ライフライン) ・ 衛生環境の回復に係る業務（保健衛生活動等) ・ 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等) ・ 遺体の取扱い業務（収容、保管、埋火葬に係る事務手続き等)
12 時間以内	・ 避難生活支援の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、物資等の輸送手段の確保、供給等) ・ 自主防災組織との連絡調整、ボランティアとの連携に係る業務 ・ 火薬類、毒・劇物等の応急対応
1 日以内	・ 重大な行事の続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法関係業務 ・ 災害関連情報の広報・報道業務 ・ 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動)
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者への支援の開始 ・ 復旧・復興に係る初動体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設の応急危険度判定等 ・ 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師の派遣等) ・ 市街地の清掃に係る業務（ごみ処理等) ・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等) ・ 生活再建等に係る広報・広聴業務
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者への支援 ・ 被災者支援体制の前提となる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書発行のための申請受付・判定調査業務 ・ 罹災証明書の発行業務 ・ 火災調査・個別被害状況調査業務

	の開始	・災害ボランティアセンターの開設
2 週間以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援	・生活再建に係る業務（被災者生活再建支援金の申請受付・支給、住宅確保、建築等の許認可・届出受付等） ・産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）

（８）防災に関する社会資本総合整備計画

社会資本総合整備計画とは、国の社会資本整備総合交付金を活用するために地方公共団体等が作成する計画で、その目標の達成に必要な事業等を記載したものである。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設された。また、この交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的としている。

市では下記の社会資本総合整備計画を作成して、平成 24 年度より各種事業を実施している。

整備計画の名称	主管課
【計画期間】平成 24 年～平成 28 年 南海トラフ巨大地震動、津波等対策計画	防災危機管理課
【計画期間】平成 30 年～平成 32 年 豊橋市における総合的な津波対策の推進	防災危機管理課
【計画期間】平成 30 年～平成 33 年 豊橋市における総合的な地震対策の推進	防災危機管理課

（９）豊橋市津波避難行動指針

津波対策の最大目標は津波から「命を守る」ことである。本指針は、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いとされる理論上最大想定モデルの地震による津波が発生した場合においても、被害の最小化を図

るため、地域や住民の皆様が適切に津波からの避難行動をとっていただくための基本となる内容を示したものである。また、本指針は、今後、地域ごとに策定していく「地区別津波避難計画」や「事業者等の津波避難計画」の基本となるものである。

なお、本指針において対象とする津波は、平成 26 年 8 月公表の豊橋市南海トラフ地震被害予測調査の津波ケース（①、⑥、⑦、⑨の重ね合わせ）により想定している。

2. 防災危機管理課の概要

市の防災対策の推進を担当する中心的な部署としては、防災危機管理課が存在する。防災危機管理課の概要は以下のとおりである。

（1）役割（「豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例」）

地域防災力の充実強化と災害対応力の強化により防災対策の推進を図るとともに、的確な危機管理を行う。

（2）事務分掌

①啓発グループ

- 1) 災害対策本部関係
- 2) 各種訓練関係
- 3) 防災啓発関係

②計画グループ

- 1) 各種計画関係（地域防災計画、地域強靱化計画等）
- 2) 国民保護、危機管理関係
- 3) 東三河、三遠南信、中核市等広域相互連携関係

③管理グループ

- 1) 庶務・経理
- 2) 国・県補助金関係
- 3) 備蓄・資機材関係
- 4) 無線関係
- 5) 防災施設維持管理（防災備蓄倉庫、津波防災センター、防災ひろば等）

(3) 部局の重点取り組み事業

- ①防災コミュニティの推進
- ②津波避難対策の推進
- ③避難所機能の強化
- ④受援体制の整備
- ⑤災害対策本部機能の強化

(4) 実施事業

①地域防災力の充実・強化

- 1) 防災まちづくりモデル校区事業の実施（津田校区・磯辺校区）
- 2) 「防災コミュニティマップ作成の手引き」を活用した講話等
- 3) 地域防災訓練支援
- 4) 起震車の更新
- 5) ボウサイマンZを活用した防災啓発
- 6) 防災リーダーの養成
- 7) 家具固定ボランティアの養成
- 8) 自主防災組織への補助

②災害対応力の強化

- 1) 新規社会資本総合整備計画の作成（下記7)9)20)21)が対象事業）
- 2) 地域防災計画の見直し
- 3) 地域強靱化計画、地震対策（減災）アクションプランの推進
- 4) 受援計画の策定
- 5) 帰宅困難者等対応指針の策定
- 6) 津波避難マップの作成
- 7) 津波防災センター整備の検討（梅薺地区）
- 8) 被災自治体への職員派遣、派遣者報告会の実施
- 9) 新規防災活動拠点（道の駅「とよはし」への防災備蓄倉庫整備）
- 10) 防災備蓄品の更新・整備
- 11) 同報系防災無線スプリアス新規格への対応計画の作成
- 12) ドローン飛行隊の結成、活用方針の検討
- 13) 災害情報共有システムの習熟
- 14) 災害対策本部、庁舎の代替施設確保
- 15) 浜岡原子力発電所、原子力災害広域避難計画関係
- 16) 東三河地域防災協議会、三遠南信災害時相互応援協定
- 17) 中核市市長会防災担当者会議

- 18) 名古屋大学への受託研究員派遣
- 19) 拠点避難所（仮称）の整備
- 20) 非難支援場所の整備
- 21) 指定避難所へのマンホールトイレ整備

③危機管理対策の推進

- 1) 愛知県・豊橋市合同国民保護訓練の実施
- 2) 国民保護計画実施要領・マニュアルの作成

(5) 職員配置状況（平成30年4月1日現在）

区分	実数	職種内訳			備考
		正規	再任用	嘱託	
事務職	15人	13人	0人	2人	保健師1人含む
技術職	3人	2人	1人	0人	
消防職	6人	5人	1人	0人	

第3 豊橋市における防災に関する事業

1. アンケート項目

平成30年度の包括外部監査を実施するにあたり、豊橋市の防災に関する事業の全容を把握するため、過去3年間（平成27年度～平成29年度）に実施された防災に関する事業につき、各部局に対してアンケートを実施した。アンケートを実施した項目は以下のとおりである。

【アンケート実施項目について】

No.	アンケート項目	調査目的
1	担当部課及び担当者	担当部課及び監査において問い合わせ先となる担当者の確認
2	アクションプラン等の計画に含まれる事業か、（該当する場合には）アクションプラン名	事業と豊橋市の計画との関係の把握
3	対象年度	実施された年度の確認及び過去からの継続事業であるかの確認
4	事業名及び主な事業内容	事業の概要把握
5	予算額及び決算額	事業の規模及び予算と決算とのかい離の把握
6	事業費内訳	主な事業費の把握
7	当該事業において取得した資産	事業において取得した資産の把握
8	当該事業において使用する主な資産	事業において使用している資産の把握

2. 監査対象事業

(1) アンケート結果

各部局に対するアンケートの結果によれば、平成29年度に実施された豊橋市の防災に関する事業は以下のとおりである。今回の監査においては、平成29年度に実施された豊橋市の防災に関する全ての事業を監査対象としており、必要に応じて平成28年度以前あるいは平成30年度についても言及している。

(単位：千円)

No.	部署	事業名	主な事業内容	予算額
1	教育部	学校施設の非構造部材の耐震化工事	学校施設における非構造部材（外壁・内壁）の改修	214,400
2	教育部	給食調理場での炊き出し	総合防災訓練のサテライト会場における炊き出し訓練（普段はおかずを調理する学校給食共同調理場の設備を用いて、ご飯を炊き、調理場内でおにぎりを握り、サテライト会場にて提供）	20
3	教育部	「防災とボランティア週間」企画展示	関連図書の展示・貸出し、パネル展示など	0
4	健康部	応急救護所開設に向けた訓練、医薬資機材等の備蓄	救護活動用資機材の整備	1,349
5	健康部	応急救護所開設に向けた訓練、医薬資機材等の備蓄	応急救護所の医薬品、医療器材の備蓄、更新	901
6	建設部	道路施設等維持管理事業	路面下点検業務	15,000
7	建設部	幹線道路整備事業	幹線道路網の整備（大岩町・小松原町55号線、一色町・王ヶ崎町1号線、明海町・老津町28号線、（都）弥生町線）	519,674
8	建設部	名豊道路道の駅整備事業	防災活動拠点の整備	280,324
9	建設部	ハザードマップ作成事業費	土砂災害防止法により指定された警戒区域のハザードマップを作成	2,070
10	建設部	農業用排水機整備事業費	県営たん水防除事業負担金	87,378
11	建設部	建築物耐震促進事業	発生が危惧される東海・東南海地震等南海トラフを起因とする大規模地震に備え、住宅をはじめとする建物の耐震化及び減災化を進める。	113,268

12	産業部	企業BCP策定支援事業	企業BCPの普及啓発及び知識獲得のためのセミナーを2013年度より開催、並びに、策定に要するコンサルタント費用の1/2を2015年度より助成	1,000
13	産業部	森林管理事業費	市民向け森林管理講座の開催、林道の維持管理（改良工事、除草）、「あいち森と緑づくり事業」を活用した里山の整備（作業道および東屋）	11,098
14	産業部	森林保育除間伐推進事業補助金	除間伐に要する経費の一部を補助	425
15	産業部	二回地区緊急農地防災事業	農地のたん水被害防止を目的とした排水機場への幹線排水路整備	55,000
16	産業部	県営防災ダム事業負担金	耐震性が不足しているため池の耐震改修事業（県営事業）市負担金	2,593
17	市民協創部	災害ボランティアコーディネーター育成事業	災害ボランティアコーディネーターの養成講座及びレベルアップ講座等の開催	175
18	市民協創部	地域集会所（木造）耐震改修費補助金	平成18年度に市が実施した耐震診断において、耐震性が不足していると判定された集会所を所有する自治会に対し、耐震改修工事にかかる補助金を交付した	600
19	市民協創部	危機管理対策事業費	遺体安置所を運営するために必要な資機材の整備	927
20	市民協創部	災害時通訳ボランティア養成事業	災害時通訳ボランティアの募集、登録ボランティアへの研修実施	177
21	市民協創部	減災のための「やさしい日本語」推進事業	やさしい日本語の講習会開催等による活用推進	142
22	消防本部	耐震性貯水槽整備事業	耐震性防火水槽の設置、設置場所：草間公園	14,000
23	消防本部	消防団活動用資機材	分岐管、担架、油圧ジャッキの整備	720
24	消防本部	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車の更新	45,000

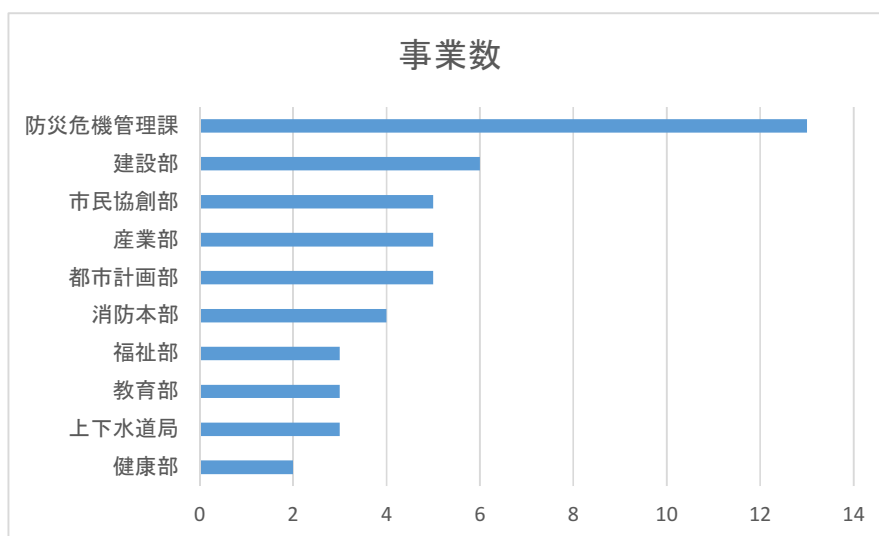
25	消防本部	街頭消火器設置費等補助金	街頭消火器の新規設置	375
26	上下水道局	配水管整備事業	老朽管及び重要施設（医療機関、避難所、防災拠点施設等）への管路の更新（耐震化）を行う。	1,000,000
27	上下水道局	下水道総合地震対策事業（下水道施設の耐震化）	重要な管路の耐震化及び汚水処理施設の耐震化	522,000
28	上下水道局	農業集落排水事業（汚水処理施設の耐震化）	汚水処理施設の耐震化	4,400
29	都市計画部	街区公園等整備事業費	街区公園（坂津公園0.35ha）の整備	21,928
30	都市計画部	総合スポーツ公園整備事業費	広域防災活動拠点（豊橋総合スポーツ公園）の用地取得	171,309
31	都市計画部	牟呂坂津土地地区画整理事業	土地地区画整理事業の推進	724,728
32	都市計画部	牛川西部土地地区画整理推進事業	土地地区画整理事業の推進	435,070
33	都市計画部	柳生川南部土地地区画整理推進事業	土地地区画整理事業の推進	925,568
34	福祉部	避難行動要支援者支援事業	避難行動要支援者を台帳登録し、登録者が居住する地域の民生委員や自主防災会、近隣協力員と要支援者の情報を共有し、地域の見守りと災害時の避難行動支援に役立てる。	470
35	福祉部	豊橋市避難行動要支援者家具転倒防止器具取付事業	家具等の転倒防止器具の支給及び取付けを行う。	377
36	福祉部	避難行動要支援者家具転倒防止事業費	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する世帯に対し、家具4棟を限度に家具転倒防止器具を4セット取付することで、地震等における家具等の転倒及び移動による人的被害の軽減を図り障害者等の福祉を増進する。	123

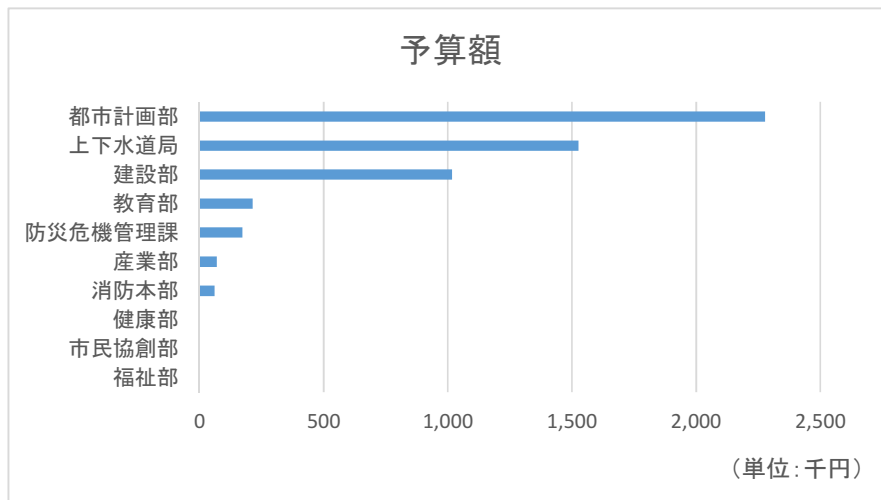
37	防災危機管理課	防災対策啓発事業	防災まちづくりモデル校区事業、防災ポスター・標語募集表彰、防災パンフレットやリーフレットの作成、総合防災訓練の開催、起震車の更新	48,088
38	防災危機管理課	自主防災組織育成事業費	防災リーダー養成講座やフォローアップ講座、家具固定ボランティア養成講座	1,060
39	防災危機管理課	自主防災力強化事業補助金	自主防災組織の校区防災訓練等への助成	980
40	防災危機管理課	防災対策管理事務費	嘱託員報酬、被災地派遣者等の旅費、地域防災計画の印刷製本、備蓄倉庫の光熱水費等の維持管理費、津波監視カメラの運用、豊橋ほっとメールの運用	20,233
41	防災危機管理課	東三河地域防災協議会負担金	東三河市町村からなる協議会への負担金の拠出（豊橋市が事務局）	2,325
42	防災危機管理課	防災対策推進事業費	豊橋防災ラジオの販売、運用保守	7,176
43	防災危機管理課	防災備蓄品等整備事業費	災害用備蓄品の整備、応急救護所用資機材の整備、防災倉庫の整備	34,273
44	防災危機管理課	防災無線維持管理事業費	同報系防災無線の運用、MCA無線の運用、Jアラートの運用、被災者支援システムの運用	35,290
45	防災危機管理課	危機管理対策事業費	災害対策本部の運営、ドローン飛行隊の運用、災害情報共有システムの保守	16,596
46	防災危機管理課	国民保護対策事業費	国民保護協議会	117
47	防災危機管理課	飲料水用施設維持管理事業費	飲料水兼用耐震性貯水槽の点検保守	5,137

48	防災危機管理課	水防訓練費	水害に備えた水防訓練の開催	1,572
49	防災危機管理課	水防活動資機材整備事業費	水防倉庫の維持管理	556

(2) 監査対象事業の部署別の事業数及び予算額

部署	事業数	予算額 (千円)
都市計画部	5	2,278,603
上下水道局	3	1,526,400
建設部	6	1,017,714
教育部	3	214,420
防災危機管理課	13	173,403
産業部	5	70,116
消防本部	4	60,095
健康部	2	2,250
市民協創部	5	2,021
福祉部	3	970
合計	49	5,345,992





(3) 監査対象事業と市の計画との関係

関係する計画	事業数	予算額 (千円)
豊橋市地震対策 (減災) アクションプラン	40	3,915,719
第5次豊橋市総合計画	2	11,523
計画と関係なし、あるいは関係が明確でない	7	1,418,750
合計	49	5,345,992

第4 監査の指摘及び意見のまとめ

(1) 今回の監査対象と分類方法

今回の監査では、「第3 豊橋市における防災に関する事業」に記載のとおり、平成29年度に実施された防災（減災）に位置付けられる事業全てを監査対象とし、「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」の記載項目に沿って「第5 外部監査の結果」では以下のとおり分類した。

- | | |
|-----|---------|
| I | 総括的事項 |
| II | 命を守る |
| III | 生活を守る |
| IV | 社会機能を守る |
| V | 防災力を高める |

また、防災（減災）上重要と思われる以下の施設について、視察を行い、「VI 視察」として記載した。

No	施設名
1	中消防署
2	岩田分団器具庫・詰所 など
3	防災ひろば防災備蓄倉庫
4	牟呂防災器材庫
5	三郷地区津波防災センター
6	天津地区津波防災センター
7	津波監視カメラ
8	陸上競技場スタンド
9	市民病院
10	飲料水兼用耐震性貯水槽（新川小・章南中）

視察対象施設の選定基準として1から6については「豊橋市公共施設白

書」より分類別に代表的なものとして抽出した。それ以外の7から10については、防災（減災）上重要な施設と判断して視察対象とした。

（2）監査の結果

今回の監査において、検出された指摘は44件、意見は32件であり、以下の一覧のとおりである。各指摘及び意見の詳細な内容は下記記載ページを参照されたい。

No.	区分	件名	指摘もしくは意見	記載頁
	I	総括的事項		
1		1. 防災マニュアルの整備状況及び訓練の実施状況について	意見1	31
2		2. 各部班行動マニュアルの記述内容について	指摘1	33
3		3. 「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」について （2）策定後の目標値の変更について	指摘2	34
4		4. 防災に関する市民への意識調査について	意見2	35
5		5. 防災に係る事業の全体像の把握について	意見3	36
6		6. 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況について （2）避難確保計画の策定状況について	指摘3	37
	II	命を守る		
7		1. 医療救護活動事業費 （2）応急救護所の資機材の管理について	指摘4	39
8		1. 農業用排水機整備事業 （2）豊橋市地震対策（減災）アクションプランとの関連性について	意見4	41
9		1. 建築物耐震促進事業 （2）実績評価について	指摘5	47
10		（3）段階的耐震改修の促進について	指摘6	49
11		（4）実績数の少なさについて	指摘7	49
12		（5）対象住宅数の把握方法について	意見5	49
13		（6）耐震診断後の追跡調査について	意見6	50
14		（7）完了確認について	意見7	50
15		1. 豊橋市地域集会所（木造）耐震改修費補助金 （2）補助金の目的と意義について	指摘8	52

No.	区分	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
16		(3) アクションプランとしての計画対比進捗管理について	意見 8	53
17		(4) 申請者からの複数見積の入手について	意見 9	54
18		1. 街頭消火器設置費等補助金 (2) 街頭消火器の新規設置等に際して交付される補助金について	指摘 9	55
19		(3) 街頭消火器設置費等補助事業について	意見 10	56
20		1. 街区公園等整備事業費 (3) 全体計画の整合性及び事業効果の分析について	指摘 10	59
21		(4) 各部班行動マニュアルについて	指摘 11	59
22		1. 牟呂坂津土地地区画整理事業費 (2) 豊橋市地震対策（減災）アクションプランにおける目標値の設定について	意見 11	60
23		1. 避難行動要支援者家具転倒防止支援事業費 (2) 達成度合いの把握について	指摘 12	63
24		(3) 実施件数の少なさについて	指摘 13	64
25		1. 防災対策推進事業費 (2) 豊橋防災ラジオ運用・保守委託業務における履行確認状況について	指摘 14	65
26		(3) 豊橋防災ラジオ販売体制について	意見 12	66
27		(4) 豊橋防災ラジオ在庫管理について	指摘 15	68
28		3. 防災無線維持管理事業費 (3) 保険業者の選定について	意見 13	71
29		(4) ドローン飛行隊における行動マニュアルについて	意見 14	72
30		(5) 災害情報共有システム保守委託の仕様について	意見 15	73
31		(6) 各部班行動マニュアルについて	指摘 16	74
32		(7) 同報系防災無線について	意見 16	75
33		(8) 避難所の保管在庫の状況について	指摘 17	75
34		(9) 避難所（視察対象外）に関する全般的な保管状況について	指摘 18	76

No.	区分	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
	Ⅲ	生活を守る		
35		1. 避難行動要支援者支援事業費 (2) 本事業の不同意者に対する意思の再確認について	意見 17	80
36		(3) 要配慮者の受入協定締結施設数の目標設定について	指摘 19	83
37		(4) 個人情報の管理及び研修の実施について	指摘 20	84
38		(5) 各部班行動マニュアルについて	指摘 21	85
39		1. 学校給食管理事業費 (2) 実施結果の把握について	意見 18	86
40		1. 飲料水用施設維持管理事業費 (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の点検保守について	意見 19	88
41		(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置について	意見 20	89
42		2. 防災備蓄品等整備事業費 (2) 防災備蓄倉庫の視察について ①豊橋公園防災備蓄倉庫 a 備蓄品一覧表と現物の不一致について	指摘 22	92
43		b 防災備蓄倉庫の定期棚卸の必要性について	指摘 23	94
44		②総合スポーツ公園防災備蓄倉庫 a 倉庫内の整理について	指摘 24	94
	Ⅳ	社会機能を守る		
45		1. 道路施設等維持管理事業費 (2) 一者随意契約とする論拠について	意見 21	97
46		1. 企業BCP策定支援事業費 (2) 補助金の目的と意義について	指摘 25	98
47		(3) セミナー開催の効果分析について	意見 22	99
48		(4) 物資食糧班の班行動マニュアルについて	指摘 26	100
49		1. 危機管理対策事業 (2) 併存しているマニュアルの整合性について	指摘 27	105
50		(3) 備蓄品の管理について	指摘 28	106
51		1. 配水管整備事業費 (3) 管路の複線化に関する目標値設定について	意見 23	110
52		2. 処理場施設改良事業費 (2) 非常用発電機の緊急時対応時間について	指摘 29	111

No.	区分	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
53		3. 上下水道事業継続計画 (2) 地震対策BCPと上下水道BCPについて	指摘 30	112
54		(3) 訓練の実施状況について	指摘 31	113
55		(4) 上下水道地理情報システムの操作担当者について	指摘 32	115
56		(5) 上下水道地理情報システムについて	指摘 33	115
	V 防災力を高める			
57		1. 名豊道路道の駅整備事業 (2) 防災備蓄倉庫の周知について	意見 24	118
58		1. 森林管理事業費 (2) 豊橋市総合計画との関連性について	意見 25	119
59		(3) 森林管理講座の評価について	意見 26	120
60		2. 森林保育除間伐推進事業補助金 (2) 補助金の活用促進について	意見 27	121
61		1. 防災対策啓発事業費 (2) 多機能型起震車の追加機能について	意見 28	123
	VI 視察			
62		中消防署 1. 自家用給油取扱所 (2) 自家発電機の取替について	意見 29	124
63		防災ひろば防災備蓄倉庫 (2) 備蓄品一覧表と現物の不一致について	指摘 34	126
64		(3) 防災備蓄倉庫の定期棚卸の必要性について	指摘 35	126
65		牟呂防災器材庫 (2) 在庫管理について	意見 30	127
66		下条水防倉庫 (2) 水防倉庫の資機材の管理について	指摘 36	128
67		津波防災センター (2) 市保有資産と住民保有資産の区別について ①明示がないため、市の備品か否かが判明しない	指摘 37	130
68		②施設内で保管することの正当性がはっきりしない	指摘 38	131
69		③定期棚卸の実施について	指摘 39	132
70		(3) 施設周知の必要性について	指摘 40	133

No.	区分	件名	指摘もしくは意見	記載頁
71		豊橋公園 1. 豊橋公園 陸上競技場スタンド改築事業 (2) 豊橋公園陸上競技場スタンド改築事業の目的と評価の整合性について	意見 31	136
72		豊橋市民病院 (2) 備蓄品の棚卸実施について	指摘 41	139
73		(3) 固定資産の管理について	指摘 42	140
74		(4) 災害対応マニュアルの整備について	指摘 43	140
75		飲料水兼用耐震性貯水槽並びに器具倉庫 (2) 在庫管理について	指摘 44	142
76		(3) 貯水槽の管理について	意見 32	142

第5 外部監査の結果

I 総括的事項

1. 防災マニュアルの整備状況及び訓練の実施状況について（意見1）

豊橋市では、防災行政事務取扱要綱第4条の2において、「各課長等は豊橋市災害対策本部規程（昭和49年豊橋市訓令第14号）第9条6項の別に定めるところの部の組織、分掌などによる各部班の業務を遂行するための各部班行動マニュアルを作成し、防災危機管理課長に提出しなければならない」と定めている。

災害対策本部機構図によれば、現在、豊橋市においては以下の班が存在している。

統括調整班	議会班	企業対策班
分析・戦略指示班	保健医療衛生班	廃棄物班
個別対策指示班	市民病院班	土木班
情報通信班	福祉支援班	ライフライン班
災害専用電話班	被災者対策班	動植物公園班
広報班	教育対策班	上下水道班
消火救助班	こども支援班	証明・義援金班
庁舎班	物資食料班	建築物班

上記各班について、各部班行動マニュアルの提出を求めたところ、上表のすべてにおいて各部班の行動マニュアルが作成されていることを確認できた（ただし、各マニュアルの内容については2. 及びII以下の各該当箇所参照）。

また各部班行動マニュアルが存在するのであれば、その記載に基づいた訓練の実施は重要であるが、代表課である防災危機管理課にヒアリングしたところ、現在の実施状況については、防災危機管理課が年2回実施する「災害対策本部設置運営訓練」に参加する他、班ごとに行っているが、班の中に複数の業務及び窓口課が存在する場合、各部班単位で、統一的に行うのではなく業務単位ごとに実施している場合もあるとのことである。

例えば上表の統括調整班における業務は以下のとおりである。

主な業務	中分類	業務名	窓口課
災害対策本部の取りまとめに関する事	部・班の連絡調整、取りまとめ	各部との連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	防災危機管理課
		統括調整部の連絡調整、被害状況の取りまとめ及び報告	防災危機管理課
災害対策本部に関する事	災害対策本部に関する事	災害対策本部の設置及び廃止	防災危機管理課
		防災通信の運用及び確保	防災危機管理課
		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に関する業務	防災危機管理課
		災害対策本部の運営	防災危機管理課
		現地本部の運営	防災危機管理課
		災害応急対策の方針に係る企画及び立案	防災危機管理課
		災害応急対策に係る全体調整及び進行管理	防災危機管理課
職員の動員・配備に関する事	職員の動員・配備に関する事	非常配備体制に関する業務	防災危機管理課
		各部、班の配置要員の把握及び動員	人事課
		職員の被災状況の把握	人事課
		職員の動員	人事課
		災害に伴う職員の安全、健康管理に関する業務	人事課
		労務者の雇上げ	人事課
災害関連情報・被害状況の収集報告に関する事	災害関連情報・被害状況の収集報告に関する事	被害状況の取りまとめ	防災危機管理課
		気象情報の収集及び伝達	防災危機管理課
		災害情報の収集伝達及び本部員会議等への報告	防災危機管理課
		近隣市町村の被害状況の収集	行政課
		国、県の施設の被災状況の把握	行政課
他機関等との連携に関する事	他機関等との連携に関する事	関係協力機関との連絡調整	防災危機管理課
		自衛隊の災害派遣要請等	防災危機管理課
		応援の要請	防災危機管理課
		自主防災組織に関する業務	防災危機管理課
		災害調査団の受入れ	行政課
災害救助法に関する事	災害救助法に関する事	災害救助法の適用申請に関する業務	防災危機管理課

	その他の業務	職員食堂の活用	人事課
		被災者の生活確保安定に関する支援対策の取りまとめ	行政課

資料出所：豊橋市災害対策本部規程 部の組織及び分掌事項

こうした状況にあるものの、ヒアリングの結果、防災危機管理課では、実際の訓練の実施状況について詳細に把握していなかった。

マニュアルが各部班別に整備されているのであれば、実際の災害発生時に適切な行動を担保するものとして、またマニュアルを見直す契機として、各部班単位での訓練及び少なくとも重要な業務についての訓練の実施は重要である。実施するのは各部班の責任であるものの、その実施状況について、代表課である防災危機管理課において網羅的に把握することが望ましい。

2. 各部班行動マニュアルの記述内容について（指 摘 1）

豊橋市では大規模地震発生時の人員・物資・ライフラインなどの利用可能な資源が制約された状況下であっても、市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、早期の復旧と適正な業務執行を行うための事前対策として、現在の被害想定をもとに、「豊橋市役所地震対策業務継続計画」（以下、「地震対策BCP」という。）を策定している。

この地震対策BCPにおいて、大規模地震発生時における災害応急対策業務の開始目標時間の大枠を示すため、各班の業務ごとに業務開始目標時間が①1時間以内、②3時間以内、③6時間以内、④12時間以内、⑤1日以内、⑥3日以内、⑦1週間以内、⑧2週間以内、⑨1ヶ月以内に区分して設定されている。

1. にて入手した各部班行動マニュアルは、地震対策BCPの詳細ルールとなっていることから、各部班の行動マニュアルを閲覧したところ、以下の班については時間単位で記述されていなかった。

- ・ 市民病院班
- ・ こども支援班
- ・ 企業対策班
- ・ 廃棄物班

地震対策BCPにおいて、大規模地震発生時における業務開始目標時間の

うち、特に1日目の①から④に関する時間単位の業務については、災害応急対応の観点から重要であり、最低限、時間単位での行動記述を行うことが必要である。

3. 豊橋市地震対策（減災）アクションプランについて

(1) 実施内容

今回の監査で実施したアンケートにおいて各部署から回答のあった事業については、そのほとんどが「豊橋市地震対策（減災）アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）に関連ありと回答されていた。このため、このアクションプランについても、関連する各部署に対しヒアリングを行った。

アクションプランは、下記の目標に向けて実施されるアクション項目について、所管課、アクション項目の目標指標、その初期値（平成25年度）及び目標値並びに目標値の達成年度等について記載されている。

- | |
|---------------------|
| (1) 目標1 命を守る |
| (2) 目標2 生活を守る |
| (3) 目標3 社会機能を守る |
| (4) 目標4 迅速な復旧・復興を示す |
| (5) 目標5 防災力を高める |

なお、アクションプランは平成27年3月に策定され、以降決算額の確定する毎月6月頃に改訂が行われており、ヒアリングについては最新の平成30年6月改訂版を対象に実施している。

(2) 策定後の目標値の変更について（指 摘2）

アクション項目のうち「下水道施設の耐震化の推進」においては、目標指標として下水道施設の耐震化率（重要な管路）について、初期値74.6%と記載されているが、指標設定後に数値が変更となることが判明していた。これは当初の目標値設定時において、資料による簡易的な診断しかできなかったが、その後の事業実施に際しての詳細診断時に対策不要と診断された管路があったことに起因するものである。

この差異について所管課としては、最終年度に反映する予定であったとの

ことであったが、アクションプランは毎年更新されるものであり、市民に最新の情報を提供するのが適切であることから、更新時に、変更を要することが判明している情報については適宜変更すべきである。

4. 防災に関する市民への意識調査について（意見2）

豊橋市は、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するにあたり、市民の意見や要望を聞き、まちづくりに反映させることを目的として、毎年度、市民に対する意識調査を実施している。当該調査においては防災に関する調査項目も盛り込まれており、過去3年間の調査項目の概要は以下のとおりである。

（平成28年度）

- ・防災訓練や防災講話へ参加したことがあるか。
- ・大地震にあった場合、心配なことは何か。
- ・家庭では大地震に備えて何をしているか。

（平成29年度）

- ・防災訓練や防災講話へ参加したことがあるか。
- ・大地震が発生した場合、避難する場所を知っているか。
- ・家庭では大地震に備えて何をしているか。

（平成30年度）

- ・防災訓練や防災講話へ参加したことがあるか。
- ・家庭内で備蓄（食料や飲料水）をしているか。
- ・家庭では家具類の転倒や落下防止をしているか。

市は防災に関する様々な施策を講じているが、それらが市民に意識されていなければ災害時に役立つものとはならない。よって、防災対策が市民にどの程度浸透しているかを測るためにも、市民への意識調査は重要と考えられる。

この点につき、例えば、平成29年度の調査結果では、大地震に備えて何をしているかという調査項目の中で、災害時に正確な情報を受け取ることができる「豊橋ほっとメール」の登録についても調査しているが、「登録している」との回答は約21%と低い水準にとどまっている。また、防災訓練や防災講話に参加したことがあると回答した人の割合は、平成28年度で約47%、平成29年度で約49%、平成30年度で約46%と横ばいの状態である。

市が講じる有効な防災対策が必ずしも市民に浸透していないのは残念なことである。このように意識調査の結果が思わしくない項目については、

その原因を分析し施策に活かしていくことが望ましいが、現在の調査では例えば豊橋ほっとメールに登録していない理由や防災訓練に参加しない理由については調査していない。防災対策を一層効果的なものとするために、調査方法を検討することが望ましい。

5. 防災に係る事業の全体像の把握について（意見3）

「第3 豊橋市における防災に関する事業」で記載したとおり、今回の監査を実施するに当たり、豊橋市の防災に係る事業を把握する目的で、各部課局にアンケート調査を実施した。これは市の防災に係る事業を網羅的に把握する方法が他になかったためである。

市では、第5次豊橋市総合計画、豊橋市地域防災計画、アクションプランなどの複数の計画に基づき防災対策が進められているが、これらは本来、一体として機能すべきものと考えられる。そのため、実施される事業についても全体が整合している必要があり、その中で優先順位に基づいて実施されるはずである。

しかし、上記のとおり、防災に係る事業にどのようなものがあり、その予算規模が合計でどの程度になるのか、容易には分からない状態になっている。市は防災に係る事業を網羅的に把握できるようにすることが望ましい。

6. 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況について

(1) 要配慮者利用施設の概要

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいい、例えば、老人福祉関係施設や障害福祉サービス事業に供する施設、病院・診療所、小中高等学校等が該当する。

上記要配慮者利用施設については、平成27年9月の豪雨による鬼怒川の決壊や、平成28年台風10号での、逃げ遅れによる多数の死者や経済損失が発生したことを受け、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では、防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防意識社会への再構築への取り組みが必要との観点から、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない対策として、平成29年6月

に水防法及び土砂災害防止法が改正された。

この法改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の管理者等には避難確保計画の作成、計画の市町村長への報告、避難訓練の実施、自衛水防組織設置時の報告が義務化されている。

なお、作成が義務化された避難確保計画を実行性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であり、市町村は、避難確保計画の作成について関係部局と連携した積極的な支援を行うと同時に、避難確保計画の報告に対しても国土交通省作成の点検用マニュアル等を参考にその内容を確認し、必要に講じて助言等を行うことが求められる。また、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができるが、その場合であっても施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明が求められている。

(2) 避難確保計画の策定状況について（指 摘3）

上記対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定状況は以下の表のとおりである。平成29年度末における避難確保計画の策定状況は対象施設243施設に対して0%であったが、防災危機管理課から各施設の主管担当課に対する複数回にわたる説明会等の実施や主管担当課による周知等により、平成30年11月末現在では対象施設237施設に対して40.0%となっている。

周知担当課	対象施設数 (A) (注1)	計画作成済施設数 (B) (注2)	計画作成進捗率 (B÷A)
学校教育課	15	15	100%
こども家庭課	17	15	88%
健康政策課	73	47	64%
防災危機管理課	4	2	50%
障害福祉課	41	13	32%
長寿介護課	65	2	3%
住宅課	4	0	0%
保育課	18	0	0%
合計	237	94	40%

資料出所：防災危機管理課より入手した豊橋市における要配慮者利用施設の一覧表より監査人が集計

(注1) 対象施設数は平成29年度末時点の数値をもとに集計している。ただし、平成30年11月末時点において対象外となっている施設は除いている。

(注2) 避難確保計画作成数は平成30年11月末時点における数値を利用している。

市の活動としては、その施設管理者等への支援、助言、指示及び公表に限定されるものの、国の目標・効果として、洪水時等の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現するため、関係機関と連携し2021年までに100%を実現している。

なお、市全体としての目標値については、具体的な作成期限を設定せず、各所管課の判断で設定することとし、洪水ハザードの見直し、内水ハザードの追加などの変更により対象施設数が増加する場合には都度対応が必要としている。また市は、法改正の趣旨を踏まえ、市として目標達成年度を明確に設定したうえで、適切に施設管理者等による避難確保計画の策定を推進する必要がある。同時に、計画策定及び目標達成状況の進捗管理等に加え、避難訓練の実施状況や自衛水防組織の設置までの進捗状況についても把握しつつ、各担当部課が施設管理者等への指示、助言等まで適切に実施して管理する必要がある。

II 命を守る

● 健康部健康政策課

1. 医療救護活動事業費

(1) 概要

細事業名		
医療救護活動事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
大規模災害時の迅速な医療救護活動を行うため、保健所・保健センターを拠点にした医療救護体制の強化を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・災害用カルテの作成 ・ほいっぷの夜間装備強化 ・応急救護所開設訓練の実施
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市民	臨時救護基幹センター	迅速な医療救護活動を実施できるようにする。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-7 1)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	1, 282, 114	730, 760

(2) 応急救護所の資機材の管理について（指 摘 4）

豊橋市内の23箇所を設置されている応急救護所の一つである休日夜間急病診療所を視察し、サンプルで資機材等の現物確認を実施した。その結果、「豊橋市地域防災計画 豊橋市水防計画 資料編」の「防災上必要な施設・設備等」に記載されている、応急救護所に備蓄すべき資機材のうち、のこぎり等の救出器具の一部が見当たらなかった。

有事の際、必要な救出器具が不足している場合、迅速な医療救護活動が実施できない恐れがある。したがって、必要とされている資機材については、不足なく備蓄すべきである。

また、「豊橋市地域防災計画 豊橋市水防計画 資料編」の「防災上必要な施設・設備等」に記載されている、応急救護所に備蓄すべき資機材として保管されているものについて、応急救護所の資機材であることが不明瞭なものが発見された。

具体的には、休日夜間急病診療所に隣接する備蓄保管庫に保管されてい

る発電機について、他の部署が保管する発電機もあるため、応急救護所が使用できる発電機を容易に特定できない状況であった。

有事の際、混乱の中、迅速な医療救護活動を実施するために備蓄してある資機材が他の用途に使用される恐れがあるため、応急救護所が備蓄している資機材は、それが一目瞭然であるように管理保管すべきである。



応急救護所の発電機

発電機の手持ちの燃料タンクには、応急救護所のラベルの添付があったが、発電機には所有部署を明示するラベル等が添付されていなかった。

● 建設部河川課

1. 農業用排水機整備事業

(1) 概要

細事業名		
県営たん水防除負担金		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
排水状況が悪化している地区を対象に、農業や農業用施設等のたん水被害を未然に防水すること目的として、計画的に排水機場・排水路等の更新・改修を行い、地元住民の不安解消、農業生産の維持、農業経営の安定化を図る。	・県営事業（たん水防除）で行われる排水機場更新整備の事業費の一部を負担した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
たん水被害想定区域の受益者	たん水被害想定区域	受益地のたん水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持と農業経営の安定を図るため、排水機場を建設（更新）する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	150,299,650	87,377,648

たん水は、流域開発による流出量の増大や、地盤沈下等の立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域に生じる水であり、主に農作物の湛水被害を未然に防止するため、排水機、排水樋門、排水路などの新設、改修及び更新を行うため土地改良区からの要請に基づいて愛知県が行う事業であり、豊橋市も一定割合の負担を行っている。

(2) 豊橋市地震対策(減災)アクションプランとの関連性について(意見4)

当該事業は、たん水を防除するという内容から、直ちに豊橋市にとって防災(減災)につながるとも言い難い。よって豊橋市地震対策(減災)アクションプランの一環として認識するのであれば、その意義について、明確にすることが望ましい。

● 建設部建築物安全推進室

1. 建築物耐震促進事業

(1) 概要

細事業名		
木造住宅耐震診断事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
旧耐震基準木造住宅を対象として、耐震診断員を現地に派遣して無料で耐震診断を実施している。		・平成 29 年度診断実績数 360 棟（うち 356 棟が倒壊する可能性がある総合評価 1.0 未満）
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者又は居住者	旧耐震基準で建築された木造住宅	発生が危惧される南海トラフ巨大地震に備え、木造住宅の耐震診断を行うことにより、耐震改修の必要性を周知して安全安心な住宅の確保及び安全安心なまちづくりを図る。
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	15,279,000	16,652,600

細事業名		
木造住宅耐震改修費補助金		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
市が実施した耐震診断の評価値が「1.0 未満」であり、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅を、耐震補強により評価値を「1.0 以上」とする工事に対して 90 万円（緊急耐震重点区域内に限り 120 万円）を限度に補助を行う。		・平成 29 年度改修実績数 65 棟（うち緊急耐震重点区域内 21 棟）
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
旧耐震基準で建築された耐震性が低い木造住宅の所有者又は居住者	旧耐震基準で建築された耐震性が低い木造住宅	耐震診断の結果、大地震の際に倒壊の恐れがあると判定された木造住宅の耐震改修工事を行うことにより、倒壊の危険を回避して安全安心な住宅の確保及び安全安心なまちづくりを図る。
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	46,169,000	64,304,000

細事業名		
木造住宅段階的耐震改修費補助金		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
<p>市が実施した耐震診断の評価値が「1.0未満」であり、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅を、耐震補強により評価値を「1.0以上」とする工事を段階的に実施する場合において、1段階目の工事に対しては60万円を限度額、2段階目の工事に対しては30万円を限度額として補助を行う。</p>		<p>・平成29年度段階改修実績数2棟（1段目2棟、2段目0棟）</p>
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
<p>旧耐震基準で建築された耐震性が低い木造住宅の所有者又は居住者</p>	<p>旧耐震基準で建築された耐震性が低い木造住宅</p>	<p>耐震診断の結果、大地震の際に倒壊の恐れがあると判定された木造住宅の耐震改修工事を行うことにより、倒壊の危険を減少させ、安全安心な住宅の確保及び安全安心なまちづくりを図る。</p>
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	0	1,200,000

細事業名		
木造住宅解体工事費補助金		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
市が実施した耐震診断の評価値が「0.7未満」であり「倒壊する可能性が高い」と判定された木造住宅を取り壊すための解体工事費に対して、20万円を限度額として補助を行う。		・平成 29 年度解体実績数 56 棟
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者又は居住者	旧耐震基準で建築された耐震性が低い木造住宅	耐震診断の結果、大地震の際に倒壊又は大破壊の危険があると判定された木造住宅を取り壊すことにより、市民の安全性を確保するとともに安全安心なまちづくりを図る。
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	9,800,000	10,848,000

細事業名		
木造住宅耐震シェルター整備費補助金		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
市が実施した耐震診断の評価値が「1.0 未満」であり、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と判定された 65 歳以上又は障害のある方が居住する木造住宅で、愛知県の認定を受けた耐震シェルターを整備するための工事に対して、30 万円を限度額として補助を行う。	・平成 29 年度整備実績数 2 棟	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
旧耐震基準で建築された耐震性の低い木造住宅の所有者又は居住者	旧耐震基準で建築された耐震性の低い木造住宅	耐震診断の結果、大地震の際に倒壊の恐れがあると判定された木造住宅に耐震シェルターを整備することにより、高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保する。
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	891,000	570,000

細事業名		
建築物耐震促進啓発事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
住宅の耐震化に対する市民の意識向上を図るため、パンフレットの配布やHP、広報など様々な媒体を活用して啓発活動を行い、安全安心なまちづくりを進める。		<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、HP、広報紙等を通じて広く啓発活動を行った、また、各事業の対象者あてにDM発送を行い個別に啓発活動を行った。 (平成 29 年度DM発送実績 耐震診断:7, 320 通、耐震改修:3, 231 通)
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
住宅の所有者又は居住者	住宅の所有者又は居住者	発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の耐震化の必要性を周知して安全安心な住宅の確保及び安全安心な街づくりを図る。
関連するアクションプラン		
1-1-1 住宅(木造住宅・非木造住宅)の耐震化・減災化の促進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算(円)	1, 060, 382	1, 271, 860

豊橋市は、平成14年4月に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」に指定され、平成15年12月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されるなど、大規模な地震が高い確率で発生する地域として想定されている。そこで、豊橋市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき平成20年3月に「豊橋市建築物耐震改修促進計画」(平成26年3月に計画の見直し、平成29年4月及び平成30年4月に一部改訂)を策定し、建築物耐震促進事業として上記6つの細事業に非木造住宅耐震診断費補助金と非木造住宅耐震改修費補助金を加えた都合8つの細事業を行っている。

(2) 実績評価について(指 摘5)

PDCAシートにおいて、実績数の伸び率をもって実績評価を3段階(「順調に進んでいる」「概ね順調に進んでいる」「あまり順調に進んでいない」)で評価している。このほか、進捗度の観点からも成果の評価を行っているが、その際の記載が十分に行われていない。

豊橋市では、毎年主要施策についてその成果を「主要施策成果報告書」と

して公表しており、平成29年度主要施策成果報告書に基づいた過去3年間の各細事業の実績数の推移は、以下の表のとおりである。なお、単位については、⑥建築物耐震促進啓発事業費はダイレクトメールの発送数で、それ以外は棟としている。また、累計の欄に記載された年度は当該細事業が開始された年度を示している。

細事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計
① 木造住宅耐震診断事業費	300	330	360	10,813 (平成14年度)
② 木造住宅耐震改修費補助金	71	52	65	1,200 (平成15年度)
③ 木造住宅段階的耐震改修費補助金	3	0	2	8 (平成25年度)
④ 木造住宅解体工事費補助金	38	49	56	340 (平成22年度)
⑤ 木造住宅耐震シェルター整備費補助金	2	3	2	11 (平成25年度)
⑥ 建築物耐震促進啓発事業費	5,641	6,873	10,551	-
⑦ 非木造住宅耐震診断費補助金	0	3	0	8 (平成20年度)
⑧ 非木造住宅耐震改修費補助金	0	0	0	0 (平成24年度)

実績の伸び率がマイナスであっても、実績評価が「概ね順調に進んでいる」とされている⑤木造住宅耐震シェルター整備費補助金は、進捗度の観点から成果の把握をしたことによるが、その事実がPDCAシートに記載されていない。

このほか、①木造住宅耐震診断事業費は、平成14年度からの累計で10,813棟を対象に実施されたことになるが、木造住宅耐震診断の対象となる昭和55年以前の住宅は、約1万9千戸（平成30年4月1日時点）と推計されており、約4割以上の対象住宅の耐震診断が未了であるものの、実績数が330棟から360棟に増加していることから、その伸び率をもってPDCAシートでは「概ね順調に進んでいる」という評価になっている。しかしながら、進捗度の把握を行いそれも事業評価に反映しているのであれば、「概ね順調に進んでいる」と

することについて、その事由を記載することが望ましい。

(3) 段階的耐震改修の促進について（指 摘6）

段階的耐震改修費補助金細事業は「(1) 概要③木造住宅段階的耐震改修費補助金」に記載のとおり、2段階に分けて耐震改修を行う際に各段階終了時に補助金を支給する事業である。すなわち2段階目を終了することで、期待される耐震強度になることから、最初の1段階目の耐震改修を啓発するだけでなく、1段階目を終了した住宅に対し、2段階目の耐震改修を行うことを啓発することも重要になる。

しかしながら、豊橋市では1段階目を終了した際に、2段階目の案内を行っているものの、現状では実施に繋がっていない。段階的耐震改修の実効性確保のために、2段階目未了の住宅に対し適時に更なる啓発を行っていくべきである。

(4) 実績数の少なさについて（指 摘7）

最も実績数のある木造住宅耐震診断事業においてもその進捗は約6割であると推定される。そのほかの細事業の進捗割合はそれ以下であり、例えば⑦非木造住宅耐震診断の対象住宅数は約7千戸（平成30年4月1日時点）と推計されているのに対し、平成20年度からの耐震診断累計は8棟（74戸）であり、平成29年度に至っては実績数がゼロであるなど、ほとんど実施できていない。そのほか、⑧非木造住宅耐震改修費補助金においては事業を開始した平成24年度からの実績累計がない。

全体の進捗率を把握し、例えば非木造住宅耐震改修費補助金について豊橋市の補助金を使用せずに耐震改修を行っているなどの事例が多数確認できるのであれば、当該細事業の必要性について検討すべきである。また、事業の必要性はあるが、実績数値が示すように単に利用実績が少ないだけであれば、ダイレクトメールを含めより有効な啓発手段を模索し、利用実績の増加を図るべきである。

(5) 対象住宅数の把握方法について（意 見5）

豊橋市は現状、母集団となる居住実態のある住宅数について、以下の手順で推定計算している。

- ①5年に一度の住宅土地統計調査データをもとに、豊橋市の把握している世帯数との相関係数を算出
- ②毎年4月1日時点での居住実態のある住宅数を①に基づき推定
- ③さらに、木造か非木造か、昭和55年以前の建築物か否か、持ち家か否かななどの推定係数を乗じ各細事業の対象母集団となる住宅数を推定

すなわち、推定値を基にさらに推定される係数をいくつか掛け合わせて母集団となる住宅数を算定していることから、実数から大きく乖離する恐れがある。

上記のような算定方法については、住宅土地統計調査が5年に1度であること等から、毎年行っている対象住宅数の推計を便宜上、簡便的な方法にせざるを得ないことは理解できる。

しかしながら、現状の方法では実数から大きく乖離する恐れを払拭することが困難であることから、継続的に算定方法の改善を検討していくことが望ましい。

なお、豊橋市では前述の「豊橋市建築物耐震改修促進計画」に記載されている目標の一つである、平成32年までに95%にするという耐震化率の算定の際には、その基礎となる対象住宅数は、愛知県の耐震改修促進計画の算定方法に準じ、固定資産税の建築物数、平成30年実施の住宅土地統計調査での居住の実態及び耐震改修及び耐震診断結果等の調査を実施した上で算出する予定である。

(6) 耐震診断後の追跡調査について（意見6）

平成29年度の木造住宅の耐震診断の結果、360棟のうち356棟について耐震性がないと診断されたが、過去に耐震性がないと診断された住宅のうちどれほどの住宅が耐震補修もしくは取り壊しといった措置が取られたかについての追跡調査はダイレクトメールなどで行われているものの、その結果の検証が十分に行われていない。耐震診断をそれだけに終わらせないようにする仕組みを構築することが望ましい。

(7) 完了確認について（意見7）

木造住宅解体工事費補助金細事業は、「(1) 概要④木造住宅解体工事費補助金」に記載のとおり、耐震診断の結果を受けて木造住宅を取り壊す際の解体工事費の補助を行う細事業で、平成29年度は56棟、10,848,000円の実績が

ある。しかしながら、当該細事業の完了確認は、写真が添付されているものの、現地調査が行われておらず、書面で行っているのみである。1棟当たりの補助金が上限20万円と比較的少額であることから簡便な確認とすることも理解できるが、解体工事の完了確認は比較的容易に行えるものであり、書面だけではなく現地調査を行うことが望ましい。

● 市民協創部市民協働推進課

1. 豊橋市地域集会所（木造）耐震改修費補助金

(1) 概要

細事業名		
地域集会所（木造）耐震改修費補助金		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
補助金を交付することで地域の負担を軽減し、地域集会所の整備が促進され、地域コミュニティ活動の活性化を図る。耐震補強をすることにより、安全なまちづくりに貢献する。		・地域集会所（木造）耐震改修費補助金の交付（北岩田三区自治会）
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
地域住民	地域住民	地域集会所（木造）の耐震改修工事を実施することにより、地域コミュニティ活動の安全安心を確保する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-1 2(3))		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	0	600,000

地域集会所耐震診断を受けて耐震改修工事を実施する自治会等に対し、補助金を交付することによって地域コミュニティ活動の安全安心を確保することを目的としている。対象となるのは、平成18年度に市が実施した地域集会所（木造）耐震診断を受けた集会所地域である。

この補助制度は、毎年8月の自治連合会会議において各校区自治会長へ周知するとともに、9月末を締め切りとして次年度実施予定の補助金対象の案件を把握している。

(2) 補助金の目的と意義について（指 摘 8）

この補助金の対象となるのは、平成18年度に市が実施した地域集会所（木造）耐震診断を受けた地域集会所の耐震改修工事である。これは、当初、当該補助事業が平成17年度に自治会連合会より、地域集会所（木造）について耐震化を進めたい旨の要望があったことに基づき創設されたものであるこ

とによる。以下①、②の問題点について検討する。

- ① 対象となる地域集会所のうち、自治会等が、自主的に建設や改修等を行って更新している可能性があるが、豊橋市として平成18年度の調査時以降の自治会等の自主的な更新をすべて把握できているわけではないため、対象となる集会所のうち、どれだけの集会所が将来的に耐震改修を行う可能性があるかが把握できていない。
- ② 補助金の交付の実績は、開設初年度の平成20年に2件、平成24年に1件、平成29年に1件と、特に近年では実績がほとんどない。さらに、豊橋市の別の制度として、地域集会所建設費補助事業があり、そちらでは1町1箇所であるが、新たに集会施設を建設する資金の補助（経費1/3以内で、4,500,000円を上限とする）を受けることができる。これは昭和60年に制度が開設され、平成29年に2件、平成30年も4件実施予定と毎年実績がある。

以上①、②を踏まえ、事業目的及び意義について、再度検討する必要があると考える。

その前提として、まず当該補助金の事業目的を達成できているかどうか（耐震改修を実施すべき集会所がどれくらいあるのか）を把握する必要がある。次に、現時点で地域集会所の耐震改修のニーズがどれだけあるのかを把握し、そのうえで、耐震改修のニーズがほとんどないということであるならば、事業の廃止も視野に入れ検討を行うべきである。

（3）アクションプランとしての計画対比進捗の管理について（意見8）

当該事業は、豊橋市のアクションプランの一部として実施されているが、目標値と実績との比較は実施されていない。事業目的を明確にし、その目的の実現のために現時点の進捗状況について把握し管理する必要がある。例えば、集会所の耐震化が目的であるならば、耐震未了の集会所がどれだけ減ったかを管理把握すべきである。しかし、現状、アクションプランでは、目標指標も設定されておらず、翌年度以降の計画数値欄もすべて「調整中」と記載されているのみである。計画に基づいてアクションプランを実行し、その進捗度を測るためにも、目的に沿った指標の設定、計画数値の策定及び実績との比較を実施することが望ましい。

(4) 申請者からの複数見積の入手について（意見9）

平成29年度の契約において、補助金を申請している自治会は、その工事業者の選定において、複数の事業者から見積を取っていない。

契約金額の適切性等を検討するために、複数事業者の見積を入手させ、不当な金額でないことを確認したうえで補助金交付の可否を検討する事務フローが必要と考えられる。

● 消防本部総務課

1. 街頭消火器設置費等補助金

(1) 概要

細事業名		
街頭消火器設置費等補助金		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
街頭消火器の自治会による維持管理の補助、及び初期消化活動に使用された街頭消火器又は個人所有の消火器の薬剤詰替えの補助を行い、初期消火活動による火災の被害を軽減するための環境整備。	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭消火器等の設置費等補助事業 ・火災使用消火器の薬剤詰替え補助 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
地域住民	消火器及び自治会	地域住民による初期消火体制を強化し、火災による被害を軽減する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-3 5)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	6,651,300	6,439,800

当該事業の目的は以下のとおりである。

<p>街頭消火器設置の整備推進について必要な助言を行い、地域住民による初期消火体制の強化及び自主的な防災活動を推進し、災害の防止及び被害の軽減を図る。</p>

(2) 街頭消火器の新規設置等に際して交付される補助金について（指 摘 9）

街頭消火器を新規に設置する場合や、消火器や収納箱を更新する場合、あるいは消火器の薬剤を詰め替える場合に、豊橋市街頭消火器設置費等補助金交付要綱に基づき、基準額もしくは基準額の2分の1の補助金額が交付される。

この基準額は、当初、平成23年度に必要と考えられるサービスの金額を想定し決定したものであり、平成29年度についても、同額の基準額が用いられている。

平成23年度以降、業者の販売価格に変動がないため基準額の改訂は行わ

れていないとのことであったが、当該事業は、継続して実施されており、基準額は補助金額の元となる重要な金額である。

基準額の妥当性に対する説明責任を履行する観点から、少なくとも年度ごとに基準額の改訂の要否について検討した過程や結果を残すべきである。

(3) 街頭消火器設置費等補助事業について（意見10）

豊橋市では、震災時の初期消火対策の推進のため、平成28年度から平成30年度までの3年間、年間50本を上限として街頭消火器の新規設置の補助事業を実施している。

街頭消火器の設置について、特に法による規制等はないが、豊橋市では、概ね10世帯に1本の割合で街頭消火器が設置されるよう目指している。

ここで、平成29年度の状況を確認すると、平成29年12月末時点の豊橋市の総世帯数は156,224世帯であるのに対し、豊橋市が把握している平成29年度末の街頭消火器の設置数は8,388箇所であり、概算では18世帯に1本の割合で設置されているに過ぎない。

街頭消火器の新規設置の補助事業については、平成30年度が最終年度になり、事業を継続するか否かは未定とのことである。

街頭消火器の設置は、初期消火体制を強化し火災被害を軽減するため、また、地域住民が行う自主防災活動の円滑な推進を図るために、有意義な施策であると考えられる。また、街頭消火器の設置割合について、目標とする設置割合に到達していないことも考慮すると、今後も当該事業を継続して実施するよう検討されたい。

● 都市計画部公園緑地課

1. 街区公園等整備事業費

(1) 概要

細事業名			
街区公園等整備事業費			
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み	
地域住民に緑と憩いの空間を提供するための整備を行う。		・坂津公園のみ整備箇所を整備し、供用を開始した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
公園利用者	公園施設	ワークショップ等で地域の要望を取り入れた公園の整備を行い、より親しみのある緑と憩いの場を提供する。	
関連するアクションプラン			
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-3 3)			
		平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）		39,457,760	21,106,440
事業進捗率（％）		136.5	138.6

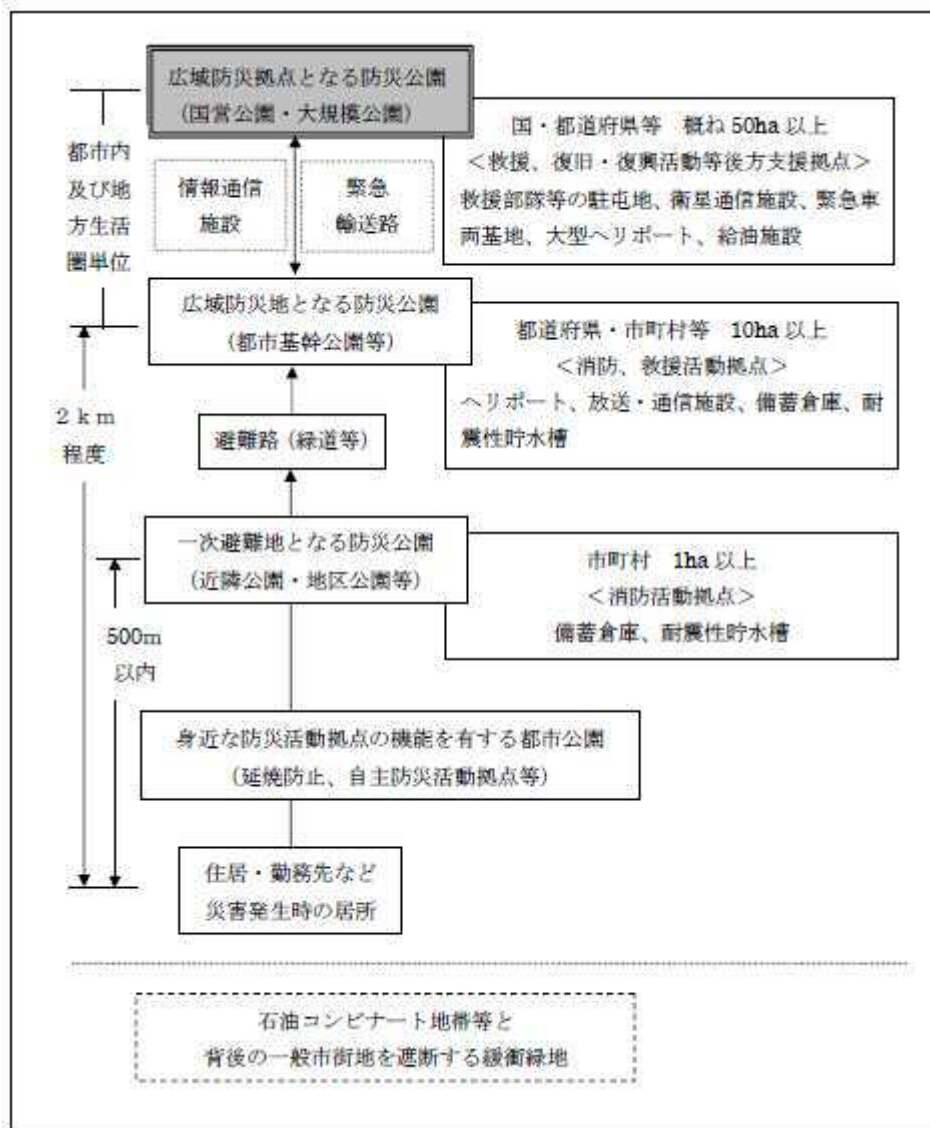
(2) 防災拠点の位置づけについて

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じ、以下の3種類が考えられる。

- ・コミュニティ防災拠点（町内会や自治会の単位）
- ・地域防災拠点（小中学校区単位）
- ・広域防災拠点

上記の様々な役割を有する防災拠点のうち、防災公園施設は通常時は観光等の拠点として、また災害時は防災の拠点として活用される代表的な事例である。防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割を持つ都市公園及び緩衝緑地をいう。

防災公園等は、各都市の地域特性等を考慮し、防災系統緑地や地域防災計画等との整合を図りながら、体系的に整備するもので、各防災公園等の体系と防災公園間の関係は以下のとおりである。



資料出所：S. K. Y. 広域圏における広域的な防災対策に関する調査報告書（平成17年3月 内閣府政策統括官（防災担当）P80）

当該街区公園等整備事業は、市の社会資本総合整備計画に基づく区画整理事業として身近な防災活動拠点及び広域防災拠点の機能を有する都市公園（延焼防止、自主防災活動拠点等）の整備を行うものである。

都市公園以外の広域避難地の配置状況を勘案し、避難困難地域を解消するため、必要に応じ、広域避難地の機能を有する都市公園を配置する。避難圏域はおおよそ2km圏域とするが、大震火災時に横断が困難となる鉄道、河

川等で分断されている場合は、そこまでとする。

(避難困難地域)

- 広域避難地の面積が避難人口当たり 2 m²/人未満である地域
→防災公園の整備
- 歩行距離2km以内では広域避難地に達しない地域

(3) 全体計画の整合性及び事業効果の分析について (指 摘10)

平成28年度から進行している社会資本総合整備計画において、区画整理区域内の公園整備スケジュールが明記されているが、坂津公園は当初の計画期間である平成32年度より早く平成29年度に工事が終了している。

しかし、他の区画整理事業の公園整備については、整備計画期間に交付金を受ける防災公園の整備事業として計画されているものの、一部の公園整備については社会資本総合整備計画の期間内に終了しない整備事業もある。また、計画の中で市民1人当たりの公園面積が10m²を超えているため新規事業として交付金を充当できない旨の記載もあることから、補助金交付を受けられない可能性がある。こうしたことから、公園整備を兼ねる防災公園の全体計画について、整合性を保つように検討する必要がある。

また、区画整理事業として公園整備を進めているが、同時に災害対策事業の観点からは、公園緑地整備の結果により徒歩圏内での避難人口のどの程度がカバーされているのか及び火災の延焼の遅延又は防止効果の分析がなされていないことから、分析する必要がある。

(4) 各部班行動マニュアルについて (指 摘11)

公園緑地課は、地震災害発生時に備え、豊橋市災害対策本部規程や豊橋市役所業務継続計画に基づき、生活基盤部ライフライン班として災害応急対策業務を速やかに実施するために、土木管理課が代表課となり、「生活基盤対策部 ライフライン班事務局 行動マニュアル」を定めている。

同行動マニュアルの内容を検証し、組織体制の構成課の人数・勤務場所を確認したところ、各課で勤務する人数の中に、危機対策本部へのライフライン班詰め要員2名が含まれており、この2名は自班での稼働ができないことが判明した。自班における勤務稼働人数情報は、災害発生当初における対応可能人数の把握の観点及び災害発生時における業務の振り分けの関係から非常に重要な情報であるため、正確な記載が求められる。

● 都市計画部区画整理課

1. 牟呂坂津土地区画整理事業費

(1) 概要

細事業名		
牟呂坂津土地区画整理事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
豊橋牟呂坂津土地区画整理区域内の健全な市街地を造成する。		<ul style="list-style-type: none"> ・道路築造 ・水路築造 ・宅地造成 ・建物移転補償 ・水道管移設補償
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
豊橋牟呂坂津土地区画整理地区内の住民及び公共施設利用者	豊橋牟呂坂津土地区画整理地区内の土地・建物・公共施設	道路・公園等公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図り、健全な市街地の造成を図る。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-3 2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	444, 073, 250	528, 102, 342

当該事業の目的は以下のとおりである。

地区の状況としては、縄文時代から人が住み着く古くからの集落であり、細街路ばかりでなく、地区中央を縦断する県道も狭小であるにもかかわらず、通過交通の激増により、大きな危険性をはらんだ地区であり、防災上の観点からもきわめて問題がある土地である。

そこで、港後背地の住宅需要に応えるため、土地区画整理事業により地域交通の利便性と安全で健全な市街地造成を図るものである。

資料出所：「変更事業計画書（第3回変更）」

(2) 豊橋市地震対策（減災）アクションプランにおける目標値の設定について

（意 見11）

当該事業は、アクションプランの「1－3 火災から命を守る」における

アクション項目の1つとして以下のように記載されている。

アクション項目	災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の推進
事業概要	土地区画整理事業の推進により、道路・公園等の公共施設を整備し、避難・延焼遮断空間の確保と、狭あい道路の解消を図ります。また、倒壊・焼失の可能性の高い老朽建築物の更新が進み、建築物の安全性の向上が図られます。
目標値	目標指標：牟呂坂津土地区画整理事業進捗率 初期値（平成25年度）：69.4% 目標値：100% 目標年度：平成35年度

資料出所：豊橋市地震対策（減災）アクションプラン

上記のとおり、目標値は事業の進捗率であり、進捗率は想定される総事業費に対して発生した事業費の割合で測定されている。よって、目標値は平成35年度までに事業を終わらせることに注目した指標である。

一般論として土地区画整理事業に防災上の効果があることは理解できるが、アクションプランに取り上げて目標値を設定するのならば、防災上の効果がより明確になる指標を設定し、進捗を管理することが望ましい。なお、当該事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るものであり、防災という一方向からの視点で評価することは難しいことから、アクションプランにふさわしいかも含めて検討されたい。

● 福祉部長寿介護課

1. 避難行動要支援者家具転倒防止支援事業費

(1) 概要

細事業名		
避難行動要支援者家具転倒防止支援事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
高齢者の自宅の居住空間におけるタンスや食器棚等に転倒防止器具を取り付けることで、地震などによる家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図る。		・申請者に対し、災害が発生した際、家具が転倒することを防止するための器具の取り付けを実施した。
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
75 歳以上の高齢者のみの世帯	75 歳以上の高齢者のみの世帯	地震等における家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図る。
関連するアクションプラン		
1-1-5 家具等の転倒防止対策の推進		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	238,245	102,336

細事業名		
避難行動要支援者家具転倒防止支援事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
障害者の自宅の居住空間におけるタンスや食器棚等に転倒防止器具を取り付けることで、地震などによる家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図る。		・申請者に対し、災害が発生した際、家具が転倒することを防止するための器具の取り付けを実施した。
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
身体障害者手帳 1, 2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する世帯	身体障害者手帳 1, 2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかを所持する世帯	地震等における家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図る。
関連するアクションプラン		
-		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	43,746	7,029

上記の事業は、対象者が高齢者のみの世帯か、障害者等世帯かの違いはあるものの、居住空間におけるタンスや食器棚等に転倒防止器具を取り付けることで、地震などによる家具の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るための事業である点は同様である。

（2）達成度合いの把握について（指 摘12）

これらの事業はいずれも平成18年度から事業を開始して、累計で高齢者を対象とした事業が335件（平成18年度実績が不明なため、平成19年度から平成29年度までの実績）、障害者を対象とした事業が146件（平成18年度から平成29年度までの実績）の実績がある。

最近5年間の実績数の推移

(単位：世帯)

年度	高齢者	障害者等
平成25年度	30	5
平成26年度	31	2
平成27年度	35	6
平成28年度	25	4
平成29年度	9	1

しかし、市内にどれほどの対象世帯があるのかを把握できておらず、事業そのものの達成度合いを測ることができていない。細事業PDCAシートでの評価においても前年度からの実績数の伸び率を評価するにとどまっており、事業そのものの進捗度を評価軸としていない。

以上のことから、前年度からの実績数の伸び率だけではなく、全体の事業目標に対する進捗率（成果）を把握し、同観点からも各細事業を評価すべきである。

(3) 実施件数の少なさについて（指 摘13）

下記のとおり、平成29年度において、どちらの事業も予算額に対して決算額が非常に少ない。

(単位：円、%)

対象者	予算額	決算額	予算実行率
高齢者	377,000	102,336	約27%
障害者等	123,000	7,029	約6%

上記のとおり、豊橋市としては各細事業の達成度合いを測ることができていないことから、すでに多くの世帯で、当該事業を利用せずに、処置がすすんでいる可能性も考えられる。しかし、同様の予算実行率が毎年継続していることから、これほど予算実行率が少ないのは啓発活動が十分にできていないと考えられる。啓発活動のやり方を根本から見直し、実績数増加のための方策を検討すべきである。

● 防災危機管理課

1. 防災対策推進事業費

(1) 概要

細事業名		
防災対策推進事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
津波避難ビルの指定など津波対策を行うとともに、津波に関する情報等を市民に提供する。		<ul style="list-style-type: none"> ・防災ラジオの運用管理 ・防災ラジオの普及啓発
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
地域住民	地域住民	津波避難ビルの指定など一時避難場所を確保するとともに、津波対策を実施し、市民が適切な避難行動を行えるようにする。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-5)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	6,487,816	5,735,000

(2) 豊橋防災ラジオ運用・保守委託業務における履行確認状況について

(指 摘14)

当該事業は、防災に関係する緊急情報を自宅等にいる市民に自動起動するラジオで伝達することにより、早期の避難行動や災害対応につなげる防災ラジオの事業において、緊急情報を24時間いつでも放送するために、放送機器管理、試験放送、啓発放送等を適切に実施することを目的としている。緊急情報は市役所の放送機材又は株式会社エフエム豊橋（以下、「FM豊橋」という。）の放送機材により、FM豊橋の放送波で送信され、各防災ラジオを自動起動させることにより放送される。このため当該事業は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、FM豊橋を委託先とする一者随意契約によっている。

仕様書によれば本委託契約の業務内容は以下のとおりである。

業務	内容
① 放送機器保守	豊橋市が設置した防災ラジオに関する放送設備に障害が発生した場合に保守を行う。
② 放送機器定期点検	豊橋市が設置した防災ラジオに関する放送設備の定期点検を行う。
③ 試験放送	定期的に試験放送を実施し、放送機器の運用確認及び担当者の業務訓練を行う。年計 36 回
④ 緊急放送	災害時等、豊橋市からの依頼により緊急放送を行う。
⑤ 送信設備管理	豊橋市役所～FM 豊橋間の専用回線使用料
⑥ 啓発放送	ラジオ CM により防災啓蒙 CM を実施する。
⑦ 啓発活動等	防災ラジオ販売店へのチラシ及び申込様式の配布

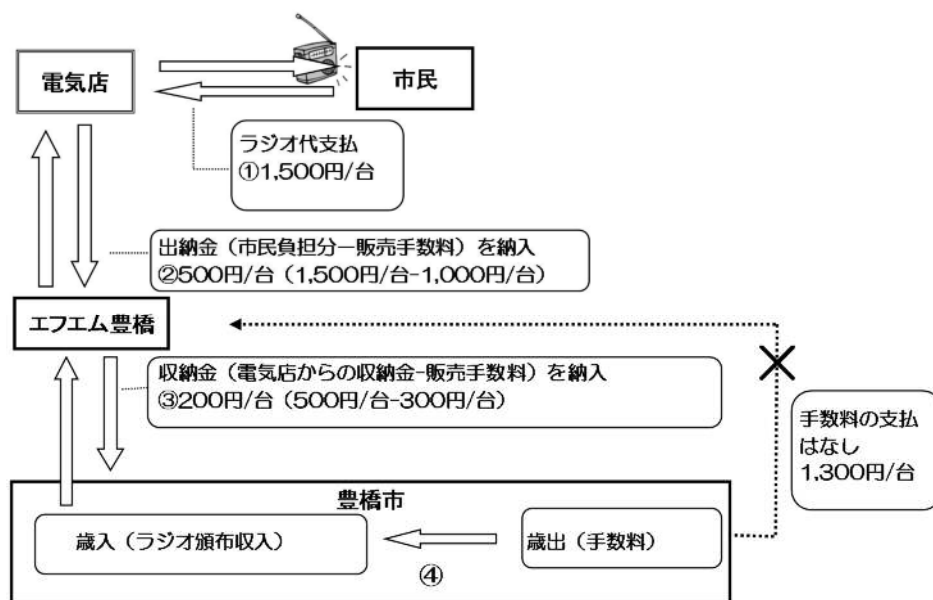
しかし、監査時に上記各業務の履行確認の実施について確認したところ、文書として記録されていたのは、②放送機器定期点検と⑥啓発放送のみであった。理由としては、例えば①放送機器保守は対象となる事実がなかった、また③試験放送については、事実の発生が明らかであったこと等が挙げられるが、履行確認の実施は委託業務において不可欠であり、ここがおざなりになると、不履行の発生要因となる可能性がある。

今後は各委託業務における履行確認について、実施内容を文書で明確に記録しておくべきである。

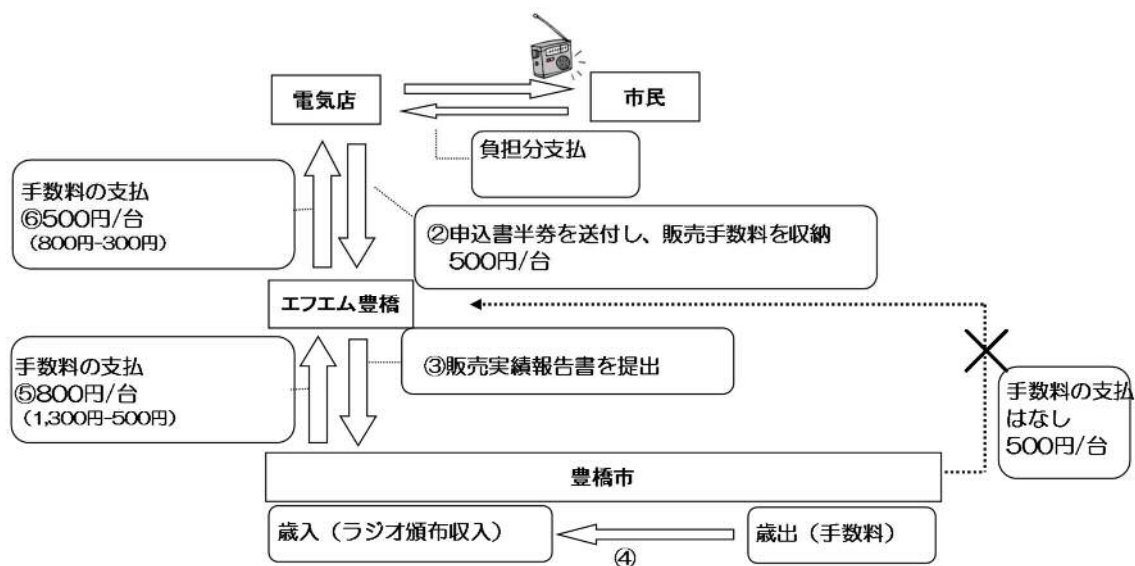
(3) 豊橋防災ラジオ販売体制について（意見12）

防災ラジオは、電機商業組合加盟店が指定されており、決められた価格で市民に販売している。電機商業組合加盟店は、市民から注文があった都度FM豊橋へ連絡し、FM豊橋は注文を取りまとめて、電機商業組合加盟店に在庫品を送り、市民が購入している。その販売フローは以下のとおりで、一般市民向けと75歳以上向けで異なる。

①一般市民向け



②75歳以上向け



資料出所：豊橋市防災危機管理課作成資料

上述の販売価格であるが、通常価格は1台当たり1,500円、75歳以上の世帯は1台当たり500円である。一方、販売に関して豊橋市が支払う手数料は、販売価格に関係なく電機商業組合加盟店に対して1台当たり1,000円、FM豊

橋に対して1台当たり300円であり、75歳以上の世帯に対する販売では、販売価格500円に対して支払う手数料が1,300円となり、手数料が上回っている。なお、平成29年度の販売台数は473台であり、その内訳は通常価格によるもの219台、75歳以上の世帯に対するものが254台である。

利益を追求するのが目的でないのは、当然であるものの、一方で経済合理性にも着目するべきであり、過去の販売台数の推移は以下のとおりである。

年 度	販売台数
平成24年度	6,000台
平成25年度	2,153台
平成26年度	1,032台
平成27年度	1,595台
平成28年度	987台
平成29年度	473台
合 計	12,240台

アクションプランにおける平成31年度目標台数は15,000台であるが、これは全世帯数約15万に対して、10%を乗じ算出されている。したがって15,000台で十分というわけではなく、今後も販売は継続していくべきであるものの、販売台数は平成29年度12,240台と目標台数に対する実績は8割を超えており、平成30年度上半期では13,844台と目標達成も視野に入ってきている。

以上から、販売台数は今後も落ち着いて推移するものと思われ、この程度の台数であれば、電機商業組合加盟店からの注文は、豊橋市が直接受け付けることで、取りまとめを行うFM豊橋に対する販売手数料を削減できる余地がある。今後実情を踏まえ、販売スキームの見直しを検討することが望ましい。

(4) 豊橋防災ラジオ在庫管理について (指 摘15)

上記(3)の防災ラジオは、豊橋市が自ら管理するもの以外に、FM豊橋が電機商業組合加盟店に送るために保管しているものと電機商業組合加盟店が販売用に保管しているものがあり、いずれも豊橋市の所有する在庫である。したがって、こうした外部保管在庫の状況も把握する必要がある。

監査において在庫の保管状況を確認したところ、防災危機管理課において直接管理している在庫については、問題は認められなかったが、外部保管在庫については、在庫数を確認する手続を行っていなかった。今後は少

なくとも年に1回は、外部保管在庫について、直接現物を確認するか、FM豊橋及び電機商業組合加盟店から書面による報告を受ける体制とすべきである。

3. 防災無線維持管理事業費

(1) 概要

細事業名		
防災無線維持管理事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
防災無線の適正な維持管理を行い、災害時における円滑な通信手段の確保を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災無線の維持管理 ・デジタル防災無線（MCA無線）の維持管理 ・Jアラートの維持管理
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市民及び災害対応実施機関	市民及び災害対応実施機関	災害時に有効な通信手段とするため、適正な無線設備の維持管理を行う。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-5 1)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	37,448,143	34,350,652
防災無線機器点検実施率（%）	100	100

細事業名		
危機管理対策事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
地震、風水害等の自然災害のみならず、感染症を始めとする健康危機、大気汚染を始めとする環境危機等、豊橋市として総合的な危機管理体制を構築し、防止策や解決策を総合的に検討する。また、南海トラフ地震に備え、豊橋市役所の業務継続計画（BCP）を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報提供サービスの利用 ・災害対策本部テレビ会議システムの運用 ・災害対策本部用機器の整備・危機管理マニュアルの推進 ・ドローン飛行隊の発足、期待購入、研究開発 ・遺体安置所運営資機材の整備 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市民及び危機管理実施機関	市役所業務継続計画、危機管理指針、危機管理マニュアル	計画等を整備し、危機発生時における適切な対応を図る。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(1-5 1、3-2 7)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	5,222,577	16,407,921
危機管理マニュアル策定数	87	100

（２）ドローン飛行隊（RED GOBLINS）

ドローン飛行隊（RED GOBLINS）は、災害現場からの映像を、災害対策本部に伝送することで、本部長（市長）をはじめ、本部員や災害対策本部職員が視覚的にも情報共有することができ、災害対応の迅速化を図ることを目的として、平成29年7月6日に発足し、隊長以下17名の隊員により運用を開始している。

隊員は、3班に分かれ、各班につき1回の訓練を実施するとともに、月1回は全体訓練を実施（実質1人2回の訓練）し操縦技術の向上を図っている。

平成29年度末現在、豊橋市としての保有機体は下記の機種2機となっているが、平成30年度において第3機体の選定を行っている状況にある。

機種名		Phantom4 Pro	INSPIRE2
機体	サイズ（全長×全幅×全高）mm	300×350×250	820×800×320
飛行	時間	30分	27分
	距離	4,000m	4,000m
	高度 運用限界高度	6,000m	2,500m
	飛行可能風速（m/s）	10	10
	GPS機能	有	有
カメラ	搭載	付属	外付け（1個のみ）
	性能（画素数）	2,000万画素	※カメラによる
	動画撮影	○	○
	赤外線カメラ	×	○（搭載可）
バッテリー		（8個購入）	1（5個購入）
特徴			2名操作可能

資料出所：豊橋市防災危機管理課作成資料

（3）保険業者の選定について（意見13）

平成29年度に購入したドローン2機に関して保険契約を締結しているが、保険契約の内容を確認したところ、一者随意契約理由書が添付されており、その理由としては下記のとおり、保険料としてはA社の方が810円安価となるが、事故等により保険金を受け取ることとなった場合はB社の方が44,600円多く受け取れることが挙げられていた。

	保険料	保険金額 446 千円に 対する特記事項
A社	43,940 円	縮小てん補率（※）90% 免責 0 円
B社	44,750 円	縮小てん補率（※）100% 免責 0 円

※縮小てん補率とは保険金を計算するにあたり、損害額から免責金額割合を控除した後の金額に乗じる割合のことで、免責金額は被保険者の負担である。

一般的に、保険料が高ければ保険金額（縮小てん補率）が高いのは当然であり、市が保険を付す趣旨としては、全額補てんによるリスクの全面回避が本来の理由と考えられることから、付保による回避又は軽減されるリスクと

保険金の費用金額の差額との比較検討の説明を記載することが望まれる。

また、ドローン2機のうち、1機については機体の修理時には迅速に代替機手配を行うことの特記事項が保険仕様書に明記されているのに対し、もう1機については保険仕様書には代替機手配の特約は明記されていなかった。

理由を確認したところ、2機同時の故障は考えられず、そのうち1機には代替機手配の特約を含めていることから、一時点で2機とも使用不可となることは想定されない旨の回答を受けた。また、後日、当時は代替機の提供が難しかったので特約を含めなかった旨の回答を追加で受けているが、その場合であっても、代替機手配特約を明記しない保険契約の一者随意契約理由書には、1機目と異なり特約を付与しない旨及びリスク軽減の理由の旨の説明を記載しておくことが望まれる。なお、平成30年度においては、2機とも代替機手配の特約付きの保険契約を締結している。

(4) ドローン飛行隊における行動マニュアルについて（意見14）

ドローンの飛行には、機体操縦者、機体操縦者の状況の確認者及びWebでの映像伝達のPC操作者の計3名が最低限必要であり、また上記機体のバッテリーでの可能な飛行時間内に発進地点に自動的に機体に戻る仕様となっている。よって、飛行に当たっては、各班に最低3名以上の班員が集合した上で、災害状況要確認時点の近接地点（最大飛行距離の1/2である2000m以内）まで機体やPC等を自動車等で運び接近した上で、行動を実施する必要がある。

災害発生時において、市役所への招集体制から、津波などの沿岸部被害調査、土砂災害などの山間部被害調査、倒壊家屋や火災など市街地被害調査を情報収集活動事例として想定しているが、津波が来ている最中に津波の近くでドローンを飛ばすことは危険であることもあり、例えば、災害発生時を想定した活動パターンからドローンの発進可能地点を通常時において検討しておくことや、実際の活動までのシミュレーションをできる限り実施した上で、必要に応じて行動マニュアル等に明記しておくこと及び場合によっては沿岸部での飛行訓練の実施も望まれる。

(5) 災害情報共有システム保守委託の仕様について（意 見15）

委託業務名	災害情報共有システム保守委託		
当初契約金額 (A)	1,280,000 円	契約期間	自平成 30 年 2 月 1 日 至平成 31 年 1 月 31 日
予定価格 (B)	1,280,000 円	業務場所	豊橋市役所ほか
(A) / (B)	100.0%	契約方法	一者随意契約

災害情報共有システムは、災害発生時、住民の通報などから収集した災害情報を共有し、対応の意思決定に活用する災害対応をするうえで基幹となるシステムである。よって、不具合等が発生した場合には迅速に復旧する必要があることから、保守委託については本システムを構築し操作を熟知している業者との間で一者随意契約を締結している。

当該災害情報共有システムの保守委託契約の仕様書においては、下記のとおり障害発生時の対応記載はあるものの、障害復旧までの期間は明記されていない。契約書に障害復旧期間を明記することは難しいとは考えられるものの、対応可能となるまでの時間（災害時には4時間）が業者とのメール等には記載されていることから、障害復旧期間の明記のために最大限、努力すべきである。

また、当該システムを含む災害発生時に使用する主要システムについて、それらが一体として機能する場合には、1つのシステムに障害が発生することで全体が機能しなくなる可能性がある。よって、機能不全の要因を特定できるようにするため、災害発生時において関係するシステムを網羅的に把握することが望ましい。

大項目	中項目	時間	窓口
障害保守	障害発生時の連絡 (平常時)	平日 9:00～17:00 (開庁日)	受付窓口
	障害発生時の連絡 (災害時)	上記以外	緊急受付窓口
メニューコンサルティングサービス	軽微な設定変更 (平常時)	平日 9:00～17:00 (開庁日)	受付窓口
	軽微な設定変更 (災害時)	上記以外	緊急受付窓口

(6) 各部班行動マニュアルについて（指 摘16）

①アマチュア無線通信班の必要性について

災害対策本部においては、その中に複数班が存在しているものの、司令塔機能としての重要性の観点から、統括調整部全体の班行動マニュアルとして「統括調整部 災害対策本部事務局班行動マニュアル」が策定されている。なお、災害対策本部事務局内の各班の各担当業務、担当者については、「災害対策本部事務局・地震災害警戒本部事務局の配備体制」において、本部の統制、各班の班員氏名や業務分担等、災害対策本部詰め班員や応急対策各部統括調整員など、具体的な内容が明記されている。

各班の配備体制の中ではアマチュア無線通信班の記載が明記されているが、災害対策本部機構図上は明記されていない。

アマチュア無線通信班は、災害時に、電話等の通信が途絶した場合の対応として、情報収集・提供の多用化を図るため、アマチュア無線の活用が効果的であると見做し、設置しており、現在市役所のアマチュア無線クラブの中から1～3名が従事することとしている。

アマチュア無線は免許制で取扱い可能な市職員の免許保有人数も減少しているのと同時に、災害時における実際の参集の要否及び参集可能性の問題や、インターネット等の他の情報通信方法による情報収集力が飛躍的に向上していることから、西館4階の災害対策本部内のJアラート機器設備の脇に保管されているアマチュア無線の使用状況も現状ではほとんどなく、災害時における利用可能性は著しく低いものと予想され、無線設備の使用可能性や更新要否も合わせて、班としての必要性を検討すべきである。

② 災害対策本部要員配備の分担制について

災害対策本部事務局の要員配備体制を確認したところ、災害情報収集・伝達の中で災害専用電話班の交代勤務であるB班責任者については、監査委員事務局の4名による分担制となっており、個別担当者名が明記されていなかった。理由を確認したところ、災害発生や訓練時点において都度対応可能者を選出するとの説明であったが、訓練への参加機会が他の班員と比較して少なくなることや、災害対応の機会も4分の1に分散されることから、災害発生時において実際に責任者としての役割が機能するかどうかについて懸念されるものと考えられる。

(7) 同報系防災無線について（意 見16）

同報系防災無線とは、災害予防や災害対策を円滑に行うため、緊急情報をサイレンや音声で伝えるシステムのことで、「避難に関する情報」や「災害復旧」などの情報に加え、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により、「気象庁からの気象情報」や、「内閣官房からの有事関連情報」を、市内63か所（平成30年4月1日現在）に設置した屋外拡張子局から伝達するものであり、毎日17時に試験放送として音楽を放送している。

なお、大雨や豪雨時に、同報系防災無線の音声聞き取りにくい時の代替策として、携帯電話やパソコンのメールで受け取れる「豊橋ほっとメール」やFM豊橋（84.3MHz）の電波を利用して、24時間いつでも最大音量で受信できるラジオである「豊橋防災ラジオ」の推進に取り組んでいる。

同報系防災無線については、通常2種類のスピーカーが設置されており、特に津波等の到達が予想される重要拠点には発動発電機も同時に設置されている。しかし、発動発電機が設置されていない無線について、仮に設置地域が停電となった場合には、通常スピーカーのみの稼働となり、特に出力が高い1,200Wスピーカーは使用できないとの説明を受けた。毎日17時の音楽による試験放送も聞き取りにくいとの声も聞かれる状況にあることから、設置個所での実際の放送の聞き取り状況を確認すると同時に、校区等での訓練時に使用するなどにより、実際の利用可能性について、検証を実施することが望ましい。

(8) 避難所の保管在庫の状況について（指 摘17）

平成28年3月に制定の豊橋市備蓄計画に基づき、第1指定、第2指定及び福祉の各避難所には、概ね1日程度の備蓄品が保管されており、災害発生などにより使用した場合等で在庫不足分が発生した場合には、災害対策本部へ申請し、防災備蓄倉庫から拠点避難所経由で物資等が到着することとなっている。

避難所担当者は、避難所開設訓練として、MCA無線機の通信訓練、災害用備蓄品の数量調査等を年1回実施することとされており、避難所における避難所別備蓄品リストに基づく実地棚卸を実施し、昨年度の同リスト控えを差替えすることとなっている。

今回、視察対象となった第1指定避難所である南陵地区市民館の避難所別備蓄品リストを入手して、棚卸の実施結果と備蓄計画での設置個数を突合したところ、一部備蓄計画上では明記されておらず不要なもの（例えば、ビブ

ス5枚やトランシーバー)が保管されていたり、逆に必要とされているものがなく前回調査において不足とされたままの状態が継続していたりした(携帯マイク、ビブス、トランシーバー)。また、リスト上には記載がないものの備蓄計画上は必須となっているもの(防災ラジオ、簡易トイレテント)もあった(なお、防災ラジオについては視察時に現物確認をしている。)

現地の各避難所において、過去の災害経験や現地の固有状況に基づき災害発生時において必要と判断して保管している場合には、問題はないと考えられるが、保管状況から必要性の判断基準が必ずしも明確となっていないことから、豊橋市備蓄計画において必要とされるものと避難所固有で必要と考えるものについては、少なくともリスト上に区分記載の上で必要性を明確にしておくべきである。

また、携帯マイクについては在庫なしと報告していたが、別に拡声器が1台保管されているため、内容を確認したところ、携帯マイクと同一のものであるとの説明を受けた。備蓄計画上必要機器とされているものが、異なる機器としてカウントされていて、複数年にわたり過不足のまま放置されているのは好ましい状態ではない。他の避難所在庫も含めて、調査過不足等の不一致集計結果をどのように報告を受けているのか、あるいは不一致をそのままにして対応しておらず放置しているのではないかとの懸念も考えられる。そのため、備蓄品の必要性に関する更なる認識の向上を図るべきである。

また、備蓄計画上必要となっているつるはしは、在庫リストに計上されていたものの、備考欄に基本は、柄と頭を分離して保管の旨の記載がされていた。つるはしは、災害発生等の緊急時に持参することを想定していることから、保管状況についての記載は適切ではあるものの、他の避難所においても想定されることから、避難所要員に対しての注意点等により保管状況についても注意するように指導徹底すべきである。

また、救出器具の中で簡易ジャッキ、のこぎり、バールは備蓄計画上では要設置とはなっていなかったものの実際は保管されている。自主防災組織活動マニュアルP14では阪神淡路大震災の際に救助道具3種の神器となっているとの説明もあることから、備蓄計画上の記載を実施していないことについて、必要性の観点から検討すべきである。

(9) 避難所(視察対象外)に関する全般的な保管状況について(指 摘18)

上記の視察対象以外の避難所についても避難所別備蓄品リストを入手して過不足状況等を通査したところ、一時的な数量不足を除き、共通して見られた避難所の備蓄品在庫に関する問題事項は、以下のとおりである。

品名	形状等	事象	拠点数
投光器（LED）	スミスライ ト充電式	充電できない	28
救急用品（ガーゼ他）	—	衛生上問題があり使用 不可	5
		全くない	1
避難所運営マニュアル	—	保管されていない	11

投光器（LED）は充電式であるものの、バッテリー充電不良が多数の拠点で見られている。停電等が発生した場合、バッテリー充電不良によりバッテリー切れとなり、短時間で使用ができなくなる可能性が高いことから、避難所における投光器の使用に懸念が生じている。

また、負傷者等発生時に使用する救急用品については、包装汚れ変色等により衛生上問題があるとの記載も複数拠点において見られた。さらに、第1指定避難所の多米校区市民館においては、救急用品が過去から継続して保管されていない状況にある。避難所として救急受入体制に懸念が生じていることから、救急用品の品質の維持確保について検討すべきである。

なお、避難所運営マニュアルが保管されていない避難所も多数みられるが、災害発生時における避難所としての基本的な行動マニュアルであり、この未保管は避難所としての受入意識の欠如の現れとも考えられることから、改善が必要である。

	品名	形状等	基本数量	単位	保管場所	確認数量	備考(過不足数、破損状況等)	過不足	前回調査過不足
食料・飲料水	乾パン	ダンボール箱(64食/缶×2=128食)	1	箱			H29設置場所が確保できず未設置	-1	-1
	ボトル飲料水	ダンボール箱(500ml×24本入)	5	箱			H29設置場所が確保できず未設置	-5	-5
	乾燥かゆ	ダンボール箱(50食入)	2	箱			H29設置場所が確保できず未設置	-2	-2
	缶入りパン	ダンボール箱(24食入)		箱			H29設置場所が確保できず未設置	0	0
生活用品	毛布	樹脂製箱(10枚入)	10	箱			H29設置場所が確保できず未設置	-10	-10
	災害用簡易トイレ	ダンボール箱	4	箱	体育館2階	4	(使用期限H19~10年間)	0	0
	生活用品セット	100セット		箱			H29設置場所が確保できず未設置	0	0
	トイレ用凝固・衛生袋セット	ダンボール箱	1	箱	体育館2階	1	H30確認	0	-1
救出器具	救助工具セット	①ケンスコ ②カッターナイフ ③大ハンマー ④バール ⑤ツルハシ ⑥油圧ジャッキ ⑦斧 ⑧のこぎり ⑨救助ロープ ⑩ポルトクリッパー	1	式	体育館2階	1		0	0
その他	発電機(カセットガス)	ガスボンベ・Eオイル付	2	基			H29設置場所が確保できず未設置	-2	-2
	投光器(LED)	ハタケ 樹脂製箱・コードリール付	1	式			H29設置場所が確保できず未設置	-1	-1
	投光器(LED)	スミスライト 充電式	2	基			H29設置場所が確保できず未設置	-2	-2
	不織布製ビブス		1	箱			H29設置場所が確保できず未設置	-1	-1
	プライベートテント	赤、緑色 各1張	2	張			H29設置場所が確保できず未設置	-2	-2

特に上記は第2指定避難所である豊丘高等学校の避難所別備蓄品リストであるが、通常保管されているべき食料・飲料水、毛布、生活用品セット、発電機（カセットガス）、投光器（LED）、不織布製ビブス、プライベートテントについては、設置場所が確保できず未設置の報告となっている。

また、上記は避難所の備蓄品計画の保管数量とは大幅な乖離があるのと同時に、前回調査時の過不足の状況から改善がなく、避難所の備蓄品在庫として著しい欠品状態が一定期間継続しているように見える。

この点について市の説明によれば、第2指定避難所においても地域防災計画に基づく避難所の基本数量を保管することが求められているが、備蓄食料の数量については各施設の実情に応じて異なる対応も可能であるとされている。これは、備蓄食料について市全体の想定避難者数に対する必要数量は全体として確保されており、各指定避難所の避難者数に応じて、備蓄倉庫から必要数量を配備できるためである。また、当該地域の想定避難者数に対して周辺の避難所における受入可能人数は上回っていることから、地域全体の避難所として該当地域市民の受け入れ態勢として、問題はないとのことであ

った。

しかし、各施設の実情に応じて異なる対応が可能なものは現状では備蓄食料に限定しているため、他の毛布、発電機、投光器等については異なる対応が可能かどうかを地域防災計画においても明確に記載する必要がある。同時に、異なる対応が可能なものについては、単純な一律の基本数量に基づく棚卸の実施ではなく、避難所ごとの必要基本数量を個別に明確にしたうえで避難所備蓄品リストを整備し、避難所要員がリストに基づき棚卸を実施するよう適切に運用する必要がある。

なお、避難所ごとの必要基本数量を集計した合計数量と地域防災計画における避難所の保管数量との整合性を保つ必要があるため、避難所の備蓄品について避難所ごとの適切な保管数量を確定した上で、数量確認を行うなど、実態に応じたきめ細やかな対応を実施すべきである。

Ⅲ 生活を守る

● 福祉部福祉政策課

1. 避難行動要支援者支援事業費

(1) 概要

細事業名		
避難行動要支援者支援事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
災害発生時に家族などの援助が困難で何らかの手助けを必要とする方（避難行動要支援者）を台帳登録し、地域の中で日頃の見守りと災害発生時の支援に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の更なる増加のため、広報とよはしやホームページにおいて事業の周知を行った。 要支援者の登録情報について一斉整備を行った。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内の要支援・要介護認定者、身体障害者手帳保持者等の避難行動要支援者	市内の要支援・要介護認定者、身体障害者手帳保持者等の避難行動要支援者	要支援者の登録情報を、要支援者が居住する地域の民生委員等が共有することで、地域の中で日頃の見守りと災害発生時の支援に役立てる。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(2-2 2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	255,852	203,851
避難行動要支援者台帳登録件数	1,452	1,375

(2) 本事業の不同意者に対する意思の再確認について（意見17）

避難行動要支援者支援事業は、地震などの災害が発生した際に、自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方（避難行動要支援者）の台帳登録を進めることで、台帳の写しがお住いの地域の避難支援者（自主防災会や民生委員）に本人同意のもと提供され、地域の中で、日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てるために平成19年度から始められた事業である。

これは、災害対策基本法第49条の10に規定されている避難行動要支援者名簿作成制度とは異なり、対象範囲を広げた豊橋市独自の制度である。

	避難行動要支援者の避難 行動支援に関する取組指 針（平成 25 年 8 月 内閣 府）	（名簿）豊橋市	（台帳）豊橋市
	生活の基盤が自宅にあるものうち、以下の要件に該当する者	入院・施設入所者を除く	入院・施設入所者を除く
1	要介護認定 3～5 を受けている者	要介護 1 以上の者	<u>要支援（1～2）</u> 又は <u>要介護（1～5）</u> を受けている者
2	身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 I 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）	身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 I 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）	身体障害者手帳（1・2・3・4・5・6 級）を所持する者
3	療育手帳 A を所持する知的障害者	療育手帳 A を所持する知的障害者	療育手帳（ <u>A・B・C</u> ）を所持する知的障害者
4	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者	精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）を所持する者
5	市の生活支援を受けている難病患者	障害支援区分 1～6 の難病患者	<u>障害支援区分 1～6 の認定を受けている者</u>
6			<u>障害者総合支援法における難病患者</u>
7	上記以外で自治会が支援の必要を認めた者	本市の避難行動要支援者支援事業台帳登録のある者	

資料出所：豊橋市福祉部福祉政策課作成資料

※下線は豊橋市独自の登録要件

上表の（台帳）に記載の要件のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難に当たり家族等の協力が得られないような方が対象となっており、介護サービス又は、障害者ホームヘルプサービス利用者は、担当のケアマネジャー、障害ヘルパーに、その他の要件で登録を希望される方は、市役所福祉政策課に相談、問い合わせを行うことになっている。

避難行動要支援者名簿作成制度は、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に対し、本人の同意が得られない場合を除き、名簿情報を提供するものとされている点は、避難行動要支援者支援事業の台帳登録情報と共通である。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができることされており、名簿情報と台帳情報の取扱いには差異が生じている。

避難行動要支援者登録状況については、制度開始以降、平成30年9月28日現在までに、1,443名が台帳に登録されている。制度適用が進み、不同意登録者数は59名に増加しており、避難行動要支援者台帳登録者のうち、不同意者数の各年度別の状況は以下のとおりである。

登録年度	人数	経過年数
平成19年度	9	11
平成20年度	12	10
平成21年度	0	9
平成22年度	7	8
平成23年度	4	7
平成24年度	1	6
平成25年度	6	5
平成26年度	8	4
平成27年度	3	3
平成28年度	5	2
平成29年度	4	1

資料出所：豊橋市福祉部福祉政策課作成資料

仮に、情報提供が不同意の場合、民生委員等への個人情報公開されないため、要支援者登録情報は活用されない状況である。その一方で事前配布することに対して不同意であっても、避難行動要支援者名簿制度の対象者として含まれているため、避難支援者のために特に必要があると認めるときは、情報提供は可能である旨の回答を得ている。

しかしながら、制度実施後相当期間が経過しており、少なくとも長期間の経過者も多数となってきている状況にあることや、当事者の高齢化も進み、登録不同意の認識についての理解や年齢を経過することによる同意不同意に対する認識の変化も考えられることから、同意の有無について、定期的な見直しの機会を与え、情報公開を進める行動の検討が望ましい。

(3) 要配慮者の受入協定締結施設数の目標設定について（指 摘19）

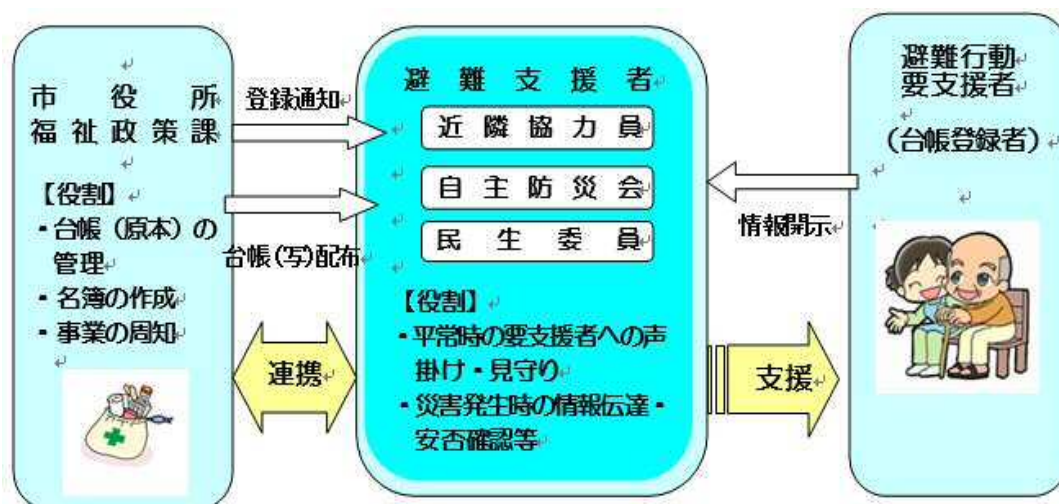
要配慮者の受入協定締結施設数については、豊橋市地震対策（減災）アクションプランの「2-3 保険・介護機能を守る」における「社会福祉法人との協定締結による災害時要配慮者の緊急一時的な受け入れ態勢の整備」の目標指標として、下記のとおり明示されている。

対策アクション名			
災害時における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入態勢の整備			
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み	
災害時に第一・第二指定避難所での長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、受入れが可能な福祉施設を運営する事業者と受入れに関する協定を締結し、災害時における要配慮者の避難場所の充実を図る。		・受入れ協定締結施設数の増加	
関連するアクションプラン			
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(2-3 2)			
目標指標	初期値 (H25)	目標値 (H29)	平成 29 年度
受入れ協定締結施設数	31 施設	50 施設	37 施設

要配慮者の受入協定締結施設数は目標施設数50施設に対し、目標期限である平成29年度末においては37施設と著しい未達成となっている。これは、施設設置必要エリアの洗い出しのため、目標期間の途中での見直しを実施しているとのことであるが、目標期限である平成29年度末を経過しているため、目標施設数が、災害発生時の要配慮者の避難場所として十分な数であるのかという点からも目標値を検討するとともに、目標施設数を確保できるよう努められたい。

(4) 個人情報の管理及び研修の実施について（指 摘20）

避難行動要支援者支援事業については、台帳上、登録を希望する要支援者や近隣協力員などの個人情報が記載されるため、民生委員等が厳重に保管しプライバシー保護には万全を期すことになっている。



資料出所：「避難行動要支援者支援事業のご案内」

台帳登録者の情報に関する関係書類を閲覧したところ、校区自治会長あてに対して、「避難行動要支援者支援登録台帳の配布について（依頼）」の個人情報取扱いの注意喚起の文書が送付されていた。理由を聴取したところ、台帳登録者個人情報は、福祉政策課より登録者を担当する民生委員に対し、個別の封書にて民生委員責任者を經由して送付されているが、担当民生委員が台帳を受領する前に他の民生委員によって途中開封されている事実があったためとの説明を受けた。

開封者は民生委員ではあるため、個人情報を開封できる対象者には含まれていたものの、身体障害、知的障害、精神障害その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があることの情報には要配慮個人情報に該当し、機微情報（センシティブ情報）として改正個人情報保護法で定められていることから、慎重な取扱いが必要であった。

このことから、個人情報保護法の改正等の周知徹底の観点からも、重要な法改正があった場合においては、新任民生委員のみならず、現在の民生委員も含めて、個人情報保護法に関する研修等により個人情報取扱いの周知・徹底が必要である。

(5) 各部班行動マニュアルについて（指 摘21）

福祉政策課は、地震災害発生時に備え、豊橋市災害対策本部規程や豊橋市役所業務継続計画に基づき、被災者救援部 福祉支援班事務局として災害応急対策業務を速やかに実施するために、「被災者救援部 福祉支援班 行動マニュアル」及び「要援護者支援マニュアル」を定めている。

同行動マニュアルの内容を検証したところ、食品の供給において、福祉政策課は、避難所からの食料依頼伝票に基づき必要な品目を災害対策本部（物資企業部物資食料班）へ調達依頼することが記載されているものの、豊橋市避難所運営マニュアル様式集を確認したところ、食料依頼伝票は災害対策本部に直接依頼する方法に変更されていることが判明した。

避難所からの依頼は災害時における物流としての重要な業務であり、その業務フローの変更が行動マニュアルに反映されていないことは、災害発生時の班業務内容の大幅な変更であることから、早急に見直しを検討されたい。

また、同行動マニュアルの組織体制の構成課の人数・勤務場所等を確認したところ、福祉支援班で勤務する人数等の区分がなされていない課が一部存在していた。また、各課で勤務する人数の中に、災害対策本部への福祉支援班班詰め要員2名が含まれていることが判明した。自班における勤務稼働人数情報は、災害発生当初における対応可能人数の把握の観点及び災害発生時における業務の振り分けの関係から非常に重要な情報であるため、正確な記載が求められる。

● 教育委員会保健給食課

1. 学校給食管理事業費

(1) 概要

細事業名		
学校給食管理事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
学校給食の啓発を目的として、児童生徒及び保護者を対象に各種行事を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子フードカルチャー、学校給食懇談会の実施 ・地元産農畜産物体験学習の実施 ・アイデア料理コンテスト、ポスター、習字の募集 (豊橋市学校給食協会と連携実施) 	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
市立小中学校の児童生徒、保護者	市立小中学校の児童生徒、保護者	学校給食が栄養の改善や健康の増進等、食生活の充実を目標としていることを理解してもらおう。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策(減災)アクションプラン(2-2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算(円)	2,802,524	2,500,239

(2) 実施結果の把握について(意見18)

当該事業を対象とした今回の監査においてヒアリング対象としたのは、「給食調理場での炊き出し」であり、これは地震発生時においても迅速かつ円滑に炊き出し配給を行うことができるように、総合防災訓練のサテライト会場における炊き出し訓練を給食センターで行うものである。しかし、豊橋市地震対策(減災)アクションプラン(2-2)では、「調理業務委託調理場」においても直営調理場に準ずるような業務対応を講じられるように協力体制の構築を図ります。」と記載されているが、保健給食課では、業者より米を購入し、学校給食共同調理場の設備を用いて、米を炊き、ボランティアと協力してサテライト会場に提供しているものの、災害発生時の具体的な協力体制について想定したマニュアル等は作成されていない。

この点について、災害対策本部の代表課である防災危機管理課に、ヒアリングしたところ、実際に災害が発生した場合には、施設の被災状況に応じて臨機応変な対応が求められ、炊き出し自体はマニュアル化になじまないとい

うことであった。

当該事業については、「豊橋市地域防災計画」の中の「災害時相互応援及び物資供給協力等協定」において「災害時等における給食支援業務などの協力に関する協定」に基づき4つの協定先（機関）と協定書が締結されている旨の記載がある。この協定は、市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、災害時における市民生活の安定を確保するために締結されており、本来は施設や職員の被災状況に応じたシミュレーションを行い、災害発生時にも迅速かつ円滑に炊き出し配給を行える体制とすべきである。

しかし、こうした体制を構築するには、当然保健給食課のみで対応できる問題ではなく、協定先やボランティアと情報を共有して、関係者間で協力体制の構築を図る必要があるが、現在のところ訓練時に関係者から意見等を収集するためのアンケート等は実施されておらず、問題意識等が関係者間で共有化されているかが明確でない。

災害発生時において適切に行動するのに、事前の十分な準備は必要で、そのために関係者から収集される情報は有益である。したがって、マニュアルは作成しないにしても、協定先やボランティアからの意見や要望、気づき等を積極的に聴取し、文書化することで協力体制を明確にしておくことが望ましい。

● 防災危機管理課

1. 飲料水用施設維持管理事業費

(1) 概要

細事業名		
飲料水用施設維持管理事業		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
災害により飲料水を確保できない方に対し、最小限必要な飲料水を供給するため、飲料水兼用耐震性貯水槽を整備し、安全かつ確実に飲料水を供給するための維持管理を行う。		・飲料水兼用耐震性貯水槽の清掃点検（2基）
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
災害時、飲料水を確保できない者	飲料水兼用耐震性貯水槽	維持管理を行い、常に安全かつ確実に飲料水を供給できるようにする。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(2-1 3)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	6,075,086	4,969,175

当該事業の目的は以下のとおりである。

大規模地震による水道施設などの損傷に備えて、平成7年度より飲料水兼用耐震性貯水槽を26基設置してきたが、そのうち、防災危機管理課所管の飲料水兼用耐震性貯水槽の清掃及び緊急遮断弁の点検委託を10年計画で実施する。これにより、安全な飲料水を確保することを可能にする。また、緊急遮断弁の点検を実施することで、震災時に飲料水兼用耐震性貯水槽として確実に使用できるようにするとともに、施設の長期間の使用を可能にする効果を期待する。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の点検保守について（意見19）

当該貯水槽は水道管の途中に設置される形で水道管に直結され、地震等の際、緊急遮断弁が作動し、貯水槽内に水を確保する仕組みであり、使用する水の安全性を確保している。平成7年度から平成27年度にかけて設置した26基の飲料水兼用耐震性貯水槽について、およそ10年を目途に各貯水槽の清掃・点検及び緊急遮断弁の点検業務を実施しているが、10年を目途とする根

拠は、予算等に起因するとのことであった。

緊急遮断弁については、その点検業務が10年ごとの実施ということであるため、有事の際、正確に作動しない恐れがあることも考えられる。この点、すでに10年を経過し実施した緊急遮断弁の点検業務において、不具合等は発見されていないとのことであった。当該点検業務の適切な実施時期が、より長い期間であれば、より効率的かつ効果的に当該予算を編成し執行できる可能性もある。

いずれにせよ現状では予算に起因して点検業務の実施時期が決まっていることから、物理的な使用可能期間も勘案し、有事の際の安全・確実な水の確保と経済性の確保を両立させるように、緊急遮断弁の点検業務等の実施時期について、検討することが望ましい。

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置について（意見20）

上述したように、飲料水兼用耐震性貯水槽は平成27年度までに26基が設置され、現状、新規に設置されていない。

ここで、平成30年6月改訂版の豊橋市防災ガイドブックに記載されている小学校区別地震被害予測結果総括表の過去地震最大モデルにおける避難者数をもとに、各校区における推定避難者数と、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所との関係を下記表にまとめてみたところ、例えば、No15の多米校区やNo19の富士見校区というように、比較的推定される避難者数が多く、近隣に応急救護所もあるが、飲料水兼用耐震性貯水槽が近くに設置されていない校区が散見された。

そこで、設置の経緯について質問したところ、以下の回答を得た。

- ・飲料水兼用耐震性貯水槽は、平成7年度から平成14年度にかけて木造家屋密集地区、道路狭隘地区である特別防災地区における緊急非常用の水源用として対象となる小学校の敷地内などに整備を進め、平成15年度以降においては、大規模災害時に多くの避難者の受入場所となる広域避難場所などに整備している。
- ・また、平成25年度からは、災害時に多数の負傷者を受け入れるために開設される応急救護所が設置される箇所について、応急処置、救助用として命を救うための水の確保を目的に整備されている。
- ・平成28年度以降についても、未整備である応急救護所を軸に、想定される避難者数などを考慮しながら、設置必要数と場所の選定などについて検討していく。

大規模災害が発生した場合、水の確保は特に重要と考えられる。したがって、必要な箇所には新たに飲料水兼用耐震性貯水槽を設置するなど、水を確保するための施策を継続して実施していただきたい。

小学校区別地震被害予測結果総括表
過去地震最大モデル

No	小学校区	避難者数計	飲料水兼用耐震性貯水槽	設置場所	容量(トン)	近隣の応急救護所	近隣の飲料水兼用耐震性貯水槽までのおおよその直線距離
1	吉田方	5,634	○	吉田方小学校	60	吉田方小学校	吉田方小学校
2	牟呂	4,455	○	牟呂小学校 豊橋総合スポーツ公園	60 40	牟呂小学校	牟呂小学校、豊橋総合スポーツ公園
3	高師	3,422	○	高師小学校	100	高師小学校	高師小学校
4	幸	3,289	○	幸公園	100	高師台中学校	幸公園まで1km
5	福岡	3,057	○	福岡小学校	60		福岡小学校
6	栄	3,048	○	南部中学校	100	南部中学校	隣接の南部中学校
7	岩田	2,967					岩田運動公園まで0.55km
8	磯辺	2,746	○	ほいっぶ 高師緑地	60 100	休日夜間急病診療所	ほいっぶまで0.6km
9	鷹丘	2,427				鷹丘小学校	牛川遊歩公園まで0.4km
10	羽根井	2,339	○	羽根井公園	60		隣接する羽根井公園
11	東田	2,268	○	東田公園	100		東田公園まで0.7km
12	松葉	2,217	○	松葉小学校 こども未来館	60 100		松葉小学校、こども未来館
13	飯村	2,192					幸公園まで1.25km
14	花田	2,064	○	大塚公園	60	花田小学校	大塚公園まで0.15km
15	多米	1,927				東陽中学校	岩田運動公園まで5.2km
16	下地	1,866	○	下地小学校	60	北部中学校	下地小学校
17	汐田	1,817					牟呂小学校まで0.5km
18	中野	1,802				中野小学校	福岡小学校まで0.5km
19	富士見	1,783					近隣無し
20	牛川	1,771	○	牛川遊歩公園	100	青陵中学校	牛川遊歩公園まで0.7km
21	つつじが丘	1,701					幸公園まで0.6km
22	岩西	1,637				岩西小学校	幸公園まで0.8km
23	二川南	1,637					二川小学校まで1.4km
24	芦原	1,624					高師小学校まで1km、高師緑地まで1.5km
25	豊	1,605	○	岩田運動公園	100	豊岡中学校	岩田運動公園まで0.6km
26	野依	1,583					大清水小学校まで2km
27	大清水	1,563	○	大清水小学校	60	大清水小学校	大清水小学校
28	向山	1,551	○	向山小学校 向山緑地	60 100		向山小学校、向山緑地
29	二川	1,542	○	二川小学校	60	二川小学校	二川小学校
30	松山	1,534	○	松山小学校	60		松山小学校
31	杉山	1,276					章南中学校まで2.3km
32	前芝	1,265	○	宇塚公園	60	前芝中学校	宇塚公園まで0.78km
33	津田	1,224					吉田方小学校まで1.3km
34	旭	1,157					豊橋公園まで0.55km
35	天伯	1,128					高師小学校まで2.2km
36	新川	1,118	○	新川小学校	100	新川小学校	新川小学校
37	植田	992					大清水小学校まで1.8km
38	大崎	934					大清水小学校まで3km
39	玉川	929					牛川遊歩公園まで3.1km
40	老津	894	○	章南中学校	60	章南中学校	近隣の章南中学校
41	八町	875	○	豊橋公園	100	八町小学校	市役所横 豊橋公園
42	大村	817					下地小学校まで1.7km
43	豊南	767				高豊中学校	近隣無し
44	高根	548					近隣3km以内になし
45	小沢	536					近隣無し
46	細谷	519				五並中学校	近隣無し
47	石巻	517				石巻中学校	牛川遊歩公園まで1.9km
48	西郷	422					近隣無し
49	谷川	409					近隣無し
50	下条	332					近隣無し
51	嵩山	280					牛川遊歩公園まで5.3km
52	賀茂	239					近隣無し
	合計	86,245					

資料出所：豊橋市防災ガイドブック（平成30年6月改訂）

2. 防災備蓄品等整備事業費

(1) 概要

細事業名		
防災備蓄品等整備事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
災害時に一時避難者が必要最低限の日常生活を送ることができるようにするため、防災備蓄品や資機材の整備・更新を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄品及び資機材の購入、維持管理 ・帰宅困難者等への備蓄品等の購入、維持管理 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
災害時の市民及び災害対応実施期間	防災備蓄品及び資機材	災害応急対策用の飲料水、食料、生活必需品及び資機材等を必要量備蓄する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(2-1)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	24, 129, 455	30, 682, 836

東日本大震災では、災害発生から3日間程度は支援物資が届かなかったことから、豊橋市では3日間分を想定し、食料、生活用品等の備蓄をおこなっている。防災備蓄倉庫は平成30年10月1日現在で市内12箇所に設置されている。

防災備蓄倉庫名
吉田方防災備蓄倉庫
北山防災備蓄倉庫
岩田防災備蓄倉庫
高師防災備蓄倉庫
幸防災備蓄倉庫
牛川防災備蓄倉庫
総合スポーツ公園防災備蓄倉庫
豊橋公園防災備蓄倉庫
野依防災備蓄倉庫
向山防災備蓄倉庫
防災ひろば防災備蓄倉庫
大村防災備蓄倉庫

資料出所：豊橋市防災ガイドブック（平成30年6月改訂）

備蓄物資は食料、飲料水の他、生活用品等であり、豊橋市備蓄計画（平成28年3月）に基づいている。

（2）防災備蓄倉庫の視察について

当該事業については、上記の内、陸上競技場に隣接した豊橋公園防災備蓄倉庫及び2. の防災ラジオの在庫保管先であった総合スポーツ公園防災備蓄倉庫並びに防災ひろば防災備蓄倉庫について視察を行った（防災ひろば備蓄倉庫については「VI視察」参照）。

①豊橋公園防災備蓄倉庫

a. 備蓄品一覧表と現物の不一致について（指 摘 22）

防災備蓄倉庫の現地調査の結果、備蓄品一覧表には記載されていないにもかかわらず、実際には保管されていた物資が存在した。

不一致品の一部には、他の避難所へ移動する目的で一時的に保管されているものもあったが、必要性について市の担当者に認識がなく備品一覧表で管理されていないものもあった。不一致となった現物は以下のとおりである。

保管されていた物資
懐中電灯
のこぎり
鎌
雨合羽
発電機



懐中電灯



鎌



発電機



倉庫内の様子1



倉庫内の様子2

こうした物品が、必要であれば、きちんと台帳管理すべきであるが、例えば懐中電灯は、乾電池が保管されておらず、また鎌は錆びており、災害発生時に使用できるか、疑わしい。また、他にも倉庫内にもものが乱雑に置かれており、緊急時に必要な物資を識別して迅速に運び出せるのか疑念を抱いた。

本来は、倉庫内を整理整頓の上、ロケーションマップを作成し、何がどこにおかれているのかを把握することが一般的ではあるが、災害が起こった際の緊急性等を考慮すると、より簡便に棚ごとに何が保管されているのかを明記する方法が考えられる。そうすれば、防災訓練等で一部物品を使用した際にも、何をどこに戻せばいいのかが一目瞭然になる。

倉庫内のスペースは限られており、可能な限り有効活用を図る必要がある。であれば本来不必要な物資をおく余裕はないはずである。きちんと整理整頓の上、台帳管理の対象とすべき必要なものと、不必要なものを区別し、後者は直ちに処分されたい。

b. 防災備蓄倉庫の定期棚卸の必要性について（指 摘23）

現在、防災備蓄倉庫の定期的な棚卸は実施されていない。現地調査を実施した総合スポーツ公園防災備蓄倉庫での備蓄品一覧表との不一致品については、現物の保管状況から相当期間にわたって不一致が放置されていたものと推察される。また、倉庫内の棚には保管品について、明示がなく、保管場所が定まっていないとの印象を受けた。

災害時に備蓄物資を適切に使用するためには、保管場所と保管数量を正確に把握しておく必要がある。このために、定期的な棚卸を実施し、現物の過不足及び劣化の状況を備蓄品一覧表に正確に反映させるとともに、備蓄物資の保管場所についても明示するなど、効率的な棚卸が行えるよう準備を進めることが必要である。

②総合スポーツ公園防災備蓄倉庫

a. 倉庫内の整理について（指 摘24）

当該倉庫内には食料品のほかブルーシートや毛布、簡易トイレなど多様な物品が備蓄されているが、それらがどこに置かれているのかが即座に判明する状況にない。ロケーションマップを作成し、何がどこにおかれているのかを把握することが一般的ではあるが、災害が起こった際の緊急性等を考慮すると、より簡便に棚ごとに何が保管されているのかを明記する方法が考えられる。そうすれば、防災訓練等で一部物品を使用した際にも、何をどこに戻せばいいのかが一目瞭然で、入り口の近くから置いておくということも避けることができる。

また、当該倉庫内には防災訓練等で使用する模擬家屋が分解されて保管さ

れているが、それらのパーツの裏側に一部の備蓄品が保管されている。それぞれのパーツは人の背丈よりも大きく、一人では動かすことができないことから、災害発生時の迅速な備蓄品の供給を妨げる恐れがある。

さらに、倉庫内の備蓄品を保管する棚が空いているにもかかわらず、棚の間の通路に備蓄品を置いており、災害発生時における道線の確保ができていないとともに、倉庫の通路並びに入り口に上述の防災訓練等で使用する模擬家屋の分解されたパーツが保管されていることから、それらを移動させてからでないと備蓄品を倉庫外に運び出すことができない。

以上を踏まえ、倉庫内の整理を行うとともに保管場所の明示についても検討すべきである。



模擬家屋のパーツの奥に備品が保管されている。



倉庫内の保管状況

IV 社会機能を守る

● 建設部道路維持課

1. 道路施設等維持管理事業費

(1) 概要

細事業名		
道路施設等維持管理事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
市道の通行に支障がでないよう補修等、適切な維持管理を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路面と側溝の清掃及び道路舗装の部分的な修繕工事 ・ 陥没等により傷んだ舗装や、老朽化した側溝等の部分的な修繕工事 ・ 信号機等移設工事
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市道利用者	市道	補修・清掃・舗装等の維持管理を行い、生活道路を通行に支障のない状態に保つ。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(3-1)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	373, 182, 354	379, 313, 560

上記事業のうち、防災目的であるとしてアンケートの回答の対象となった下記路面下点検業務委託についてヒアリングを行った。

委託業務名	路面下点検業務委託その2
契約金額	14,990,400円（内平成28年度契約額13,500,000円）
契約方法	一者随意契約
契約期間	自平成29年2月20日 至平成29年10月31日
業務の概要	豊橋市が管理する道路について路面下に発生している空洞及び橋梁コンクリート床版脆弱範囲を的確に把握し、道路陥没を未然に防止して、安全・円滑な交通を確保する

当該事業において、点検対象となる道路は緊急輸送道路（三河港、広域防

災拠点公園、豊橋市民病院及び中心市街地を連絡する道路及び県の計画を補完する道路)であり、点検方法は地中レーダーを搭載した探査車を用いての非破壊調査によっている。

(2) 一者随意契約とする論拠について (意 見21)

当該業務は一者随意契約によって委託している業務である。そこで、一者随意契約理由書を閲覧したところ、「道路及び橋梁コンクリート床版の損傷状態を把握する点検であり、地中レーダーを搭載した探査車で非破壊調査を行います。その調査及びデータ解析等において専門性、特殊性が非常に高い業務です。(中略) 路面下空洞調査と橋梁コンクリート床版劣化調査を実施できる探査車を有する必要があるが、その探査車を有しているのは下記業者(委託者)しかいません。」と記載されていた。

実際の委託先業者の選定に際しては、道路維持課担当者が、同種業務の実施者を検索して、6社の候補を抽出し、各社にヒアリングの結果、探査車を唯一保有していたとして選定しているが、その選定過程は文書として記録されていなかった。今後も一者随意契約によるとしても、情報収集の結果としての選定過程は根拠資料として明瞭にしておくことが望ましい。

また、このように特殊性のある業務について、各業者間の健全な競争を促し、一定品質以上の検査をより安価で実施することができるようにするため、今後も継続して情報収集に努めるのが望ましい。

● 産業部産業政策課

1. 企業BCP策定支援事業費

(1) 概要

細事業名		
企業BCP策定支援事業費		
事業の概要		平成29年度の主な取り組み
企業BCPの普及啓発を図るため、BCPの知識・策定ノウハウを伝えるセミナー等を開催する。		・BCPセミナー、BCP作成研修の開催、BCP策定に係る費用の補助
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
立地企業	立地企業	企業のBCP策定を支援することにより、地域の中小企業の経営力及び競争力の底上げを図る。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策(減災)アクションプラン(3-3 1)		
	平成28年度	平成29年度
決算(円)	90,000	100,000
セミナー受講者	150	160

(2) 補助金の目的と意義について(指 摘25)

平成23年度から中小企業技術者研修でBCP作成講座を、25年度から商工会議所と共同でBCPセミナーを開催するなど、BCP策定の基礎的な知識の普及に努めてきた結果、講座やセミナーの参加者及びBCPを作成した企業から、専門家の個別アドバイスや実践的な内容へのブラッシュアップを希望する声があがった。このため、BCPの策定に要する経費の補助制度を創設することにより、中小企業の経営力等を強化するため、平成27年度に当該事業が創設された。

具体的には、平成28年3月策定の第2次豊橋市産業戦略プラン(概要版)の戦略3 産業集約戦略内の重点プロジェクト 産業集積促進プロジェクトの主な取り組みに、BCP策定の支援が含まれている。

企業BCP策定支援補助金	
補助対象経費	BCPの策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用（委託料、専門家派遣費用、謝礼）
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体
補助率	補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満切捨て
限度額	3万円（年間）
申請期限	助言を受けた日（申請しようとする費が複数日ある場合はその最終日）から1年以内 ※申請は1年に1回限り
申請方法	期限日までに市役所産業政策課に提出 ※書類は市役所ホームページから取得可能

補助金制度は、全ての中小企業を対象とするが、従業者数が20人から99人の規模の227社（当時）を特に重点的にBCPの普及・啓発を図る対象とし、平成26年度末におけるBCP策定済企業は28社であったが、平成29年度末までの3年間で100社とすることを目標とした。

この補助金の対象として、平成29年6月1日現在の平成29年工業統計調査（愛知県平成30年6月4日公表）によれば、特に重点的にBCPの普及・啓発を図る対象は226社であり、目標設定時とほぼ同数である。しかし、平成29年度末までの補助金申請社数を加えた社数は40社（平成26年度末におけるBCP策定済企業28社＋補助金申請社数12社）であり、大幅な未達となっている。未達となった原因は明確ではないが、補助金申請社数が少ないことから、補助金制度を周知し目標水準を達成するための方法について検討すべきである。

また、目標年度を終了していることから、集計方法についても、上記のような補助金申請社数を加えた単純な合算社数による推定ではなく、実態調査の再実施により、現状におけるBCP策定済企業数を正確に把握することが必要である。

（3）セミナー開催の効果分析について（意見22）

顧客からの信用、従業員の雇用、地域経済の活力の3つを守ることを目的

としてBCPを策定・推進を図るため、中小企業向けとしての商工会議所と連携したBCPセミナーと特定非営利活動法人との共催の防災フェアの年2回開催して、講師への謝礼の支払を行っている。

BCP関連セミナー参加者（人）			
年度	BCPセミナー	防災フェア	計
平成 25 年度	76	80	156
平成 26 年度	56	92	148
平成 27 年度	151	106	257
平成 28 年度	50	100	150
平成 29 年度	50	110	160

前年参加者との対比では増加しているものの、平成27年度を除き、ほぼ横ばい傾向にある。アンケートは実施して課題を認識しているものの、BCPの範囲についても、昨今従前の災害復旧のみから企業存続を含めた広義のBCPへ拡大している状況にあることから、この内容を意識したセミナーの内容を検討すると同時に、人数指標についても、従前の参加者数のみならず、例えば新規中小企業受講者数などの別の観点からBCP策定拡大を意識した指標の採用についても検討することが望まれる。

(4) 物資食料班の班行動マニュアルについて（指 摘26）

産業政策課は、地震災害発生時に備え、豊橋市災害対策本部規程や豊橋市役所業務継続計画に基づき、物資企業部の代表課として 商工業振興課が代表課となっている物資食料班が事務局として災害応急対策業務を速やかに実施するために、「物資企業部 物資食料班 行動マニュアル」を定めている。

救援物資等の搬送に関しては、同マニュアルに以下のとおり明記されている。

<p>○防災倉庫から避難所等への物資の搬送</p> <p>食料及び生活必需物資が必要となった場合は、各防災倉庫に要員を配置し、災害対策本部事務局より連絡のあった各ブロック単位の物資・食料の必要量を各ブロックの拠点避難所・防災倉庫に搬送する。備蓄品輸送は物資食料班自らが行う。自らの輸送が困難な場合は、愛知県トラック協会東三河支部又は日本通運(株)豊橋支部に輸送を依頼する。なお、各避難所へ</p>
--

の搬送は避難所要員が中心となりブロック内の第2避難所で確保している軽トラック等の車両にて拠点避難所・拠点防災倉庫に受け取りに行く。

○備蓄場所（防災備蓄倉庫）

番号	名称	所在地
1	吉田方防災倉庫	高洲町字高洲122
2	北山防災倉庫	北山町95-15
3	岩田防災倉庫	岩田町1-2
4	高師防災倉庫	高師町字北原1-1
5	幸防災倉庫	佐藤町字池下49
6	牛川防災倉庫	西小鷹野四丁目1-1
7	総合スポーツ公園防災倉庫	神野新田町字メノ割1-3
8	豊橋公園防災備蓄倉庫	今橋町4
9	野依防災備蓄倉庫	野依町字諏訪149-1
10	向山防災備蓄倉庫	向山町字池下37-1
11	防災ひろば防災備蓄倉庫	西小田原町138
12	大村防災備蓄倉庫	大村町字池の神3

○各ブロックの拠点避難所・拠点防災倉庫

番号	名称	所在地
1	下地小学校	下地町字宮前68
2	牛川防災倉庫	西小鷹野四丁目1-1
3	石巻中学校	石巻本町字出口1
4	岩田防災倉庫	岩田町1-2
5	二川中学校	二川町字西向山41-10
6	高豊中学校	伊古部町字原24-1
7	野依小学校	野依町字諏訪125
8	高師防災倉庫	高師町字北原1-1
9	北山防災倉庫	北山町95-15
10	羽田中学校	西羽田町247
11	幸防災倉庫	佐藤町字池下49
12	吉田方防災倉庫	高洲町字高洲122

○救援物資からの物資の搬送

救援物資等の搬送については、救援物資の一次集積場所として、救援物

資受入基地4か所の開設に向け調整の後、各受入基地での開設・運営・出納管理に向け、必要な人員を配置し受入基地を開設する。

○救援物資の受入基地

- ・救援物資の一次集積所

区分	施設名	所在地
東	シンフォニアテクノロジー (株)健康保険組合総合体育館	三弥町字道賢田
西	豊橋市総合体育館	神野新田町字メノ割 1 - 3
海上	ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3 - 2 2

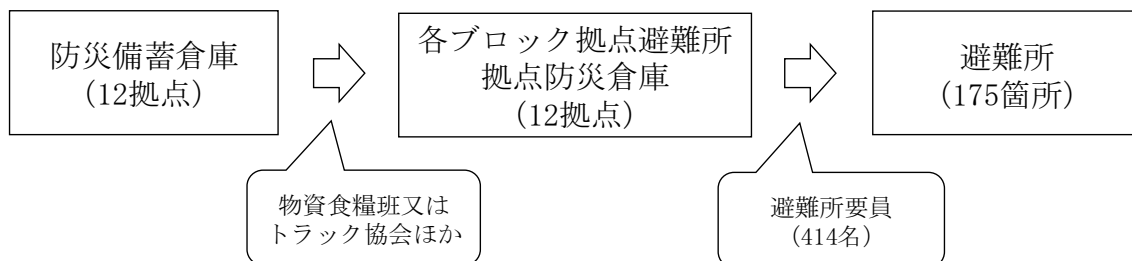
- ・集積場所至近ヘリポート

区分	施設名	所在地
東	シンフォニアテクノロジー (株)豊橋製作所運動場	三弥町字道賢田
西	豊橋市総合体育館 (駐車場・運動広場)	神野新田町字メノ割 1 - 3
海上	豊橋港湾関連公共施設 (三河湾務所)	神野ふ頭町 3 - 9

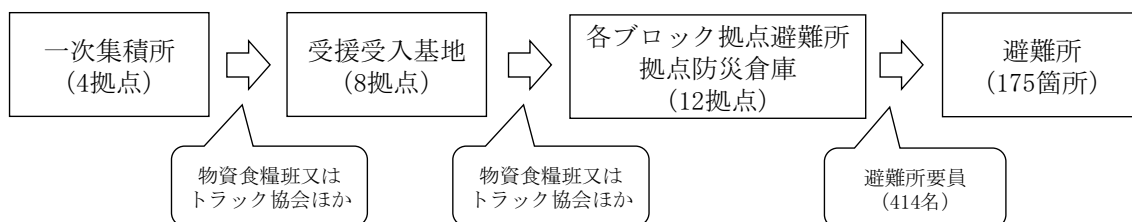
○受援受入基地

施設名	所在地
豊橋市総合体育館	神野新田町字メノ割 1 - 3
飯村地区体育館	飯村北一丁目 3 - 1
石巻地区体育館	石巻本町字出口 7 - 1
下五井地区体育館	下五井町南田 3 7
二川地区体育館	二川町字西向山 4 1 - 1 0
大清水地区体育館	大清水町字大清水 5 3 9 - 1
少年自然の家	伊古部町字下り 2 5 - 4 1
豊橋市武道館	今橋町 4 (豊橋公園内)

【防災倉庫から避難所への物資の輸送図】（監査人が作成）



【救援物資の一次集積所から避難所への物資の輸送図】（監査人が作成）



なお、別途救援物資一時保管場所として、農業委員会事務局が市街化区域内の防災協力農地確保に係る調整として、作付けしておらず、保全している1,000㎡以上を有する防災協力農地を305筆リスト化している。なお数年に1回見直しを実施している。

同行動マニュアルの内容を検証したところ、救援物資の受入基地に定められ、豊橋市地域防災計画資料編に記載されている豊橋市民球場の記載がないことが判明した。

また、国、県からの救援物資が届く豊橋市総合体育館第1アリーナはあるものの、クレーン車による対応を行った場合、その後のアリーナとしての使用は不可能となるため、訓練等を実施していない状況にある。大規模災害発生時に実際に救援物資の一次集積所兼受援受入基地として機能するかどうかについては、今後の訓練内容で検証される必要がある。

人員配置については、大規模災害発生時に備蓄場所等への人員を配置する班員は105名となっているが、各拠点へ想定人数を配備した場合には120名必要となることから、実際の受払管理が可能かどうかについての疑義があり、配置できない想定の実シミュレーションを行うことが求められる。

また、マニュアル上、支援物資は避難所要員が拠点基地まで取りに行く前提となっているが、避難所要員は各2名が基本となっている中で、うち1名が取りに行くことは他の状況や業務を抱える中で、現実性について疑義がある。そのため、他で発生している大規模災害時の状況を踏まえ、避難所までの配

送が可能な方式を模索しておくことが求められる。

● 市民協創部市民課

1. 危機管理対策事業

(1) 概要

細事業名		
危機管理対策事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
遺体安置所を運営するために必要な資器材の整備を行う。	遺体収容袋（セレモバッグ）40 袋、感染症防護対策キット 30 組を購入	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
災害により亡くなった方とご遺族	災害により亡くなった方	南海トラフ地震では広域にわたり甚大な被害が予想されており、豊橋市を含め近隣市町村の斎場が被災することが予想されている。発生した多数の遺体が火葬されるまでには時間を要するため遺体の腐敗を防ぐことが遺族や亡くなられた方への適切な配慮と考えられるため、遺体収容袋を整備する。あわせて遺体安置所を運営する市職員を感染症等から守るために必要な資器材を整備する。
関連するアクションプラン		
3-3-5 遺体への適切な対応を守る		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	927,000	866,000

地震、風水害等の大規模災害によって発生した遺体の安置・処置・火葬を円滑かつ適切に行う事業である。

(2) 併存しているマニュアルの整合性について（指 摘27）

当該細事業には、「遺体安置業務、行方不明者・安否確認受付、遺体火葬等業務マニュアル」と「遺体安置・処置等担当者詳細手順」の2種類のマニュアルが併存していることが確認できた。前者が遺体安置業務だけでなく行方不明者の安否確認受付業務等も包含した概要のマニュアルで、後者がより詳細なマニュアルであるとも理解できる。具体的には前者が遺体安置のフローとして遺体安置所の開設と撤収と2段階で表記しているのに対し、後者は

遺体安置所の開設から遺体の収容、検視、安置等8段階に分けて定めている。

しかしながら、前者が別に遺体火葬フローとして4段階に分けてやるべきことを定めているにもかかわらず、後者では火葬許可証の発行の段階が示されるのみで、火葬の際には前者マニュアルを参照すべきとの文言もない。マニュアルとして前者が概要、後者が詳細手順であるならば、記載する内容の重要性の度合いを統一すべきである。

また、遺体安置所の開設の際には、災害対策本部長及び豊橋警察署長への報告のほか、豊橋市医師会、豊橋市歯科医師会及び豊橋葬祭業組合へも報告する旨がどちらのマニュアルにも記載されているものの、前者のマニュアルには撤収の際の豊橋市医師会、豊橋市歯科医師会及び豊橋葬祭業組合への報告は記載されていない。両者のマニュアルを精査し、記載内容の重要性の度合いを統一するとともに内容の整合性を図るべきである。

(3) 備蓄品の管理について（指 摘28）

当該細事業では有事に備えて遺体収容袋とブルーシートを備蓄している。数量を記載した在庫表は作成しているものの、毎年の棚卸を行っていない。加えて現地調査を行った結果、その一部が備蓄倉庫ではない市内体育館の物置に乱雑に保管されていた。



保管されている様子1



保管されている様子2

消費期限の有無にかかわらず、備蓄品の棚卸は管理の基本であり、毎年行う必要がある。また有事の際に備蓄品を活用できるよう保管場所を含め検討すべきである。

● 上下水道局

1. 配水管整備事業費

(1) 概要

細事業名		
配水管整備事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
老朽管、重要施設への配水管の布設替及び幹線管路の耐震化を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・老朽管の布設替 ・幹線管路の耐震化
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
水道利用者	老朽管、重要施設への配水管	漏水防止及び震災時において、重要施設等に安全で安心な水道水の安定供給を図り、水資源を有効活用する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(3-1 2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	925,547,200	895,517,280
配水管延長（m）	10,596	9,244

(2) 本事業の目的と意義について

配水管整備事業は、老朽管のサビによる出水不良・濁水等の解消を図るため、昭和51年度以降6期にわたって管路の布設替えを中心とする事業を推進しているが、現在は、平成27年3月に策定した第7期配水管整備事業計画に基づき、φ75mm以上の管路を検討対象とし、これらが大幹線、基幹管路、その他管路に区分した上で、各管路の優先順位を策定し、優先順位の高い管路から整備することを基本としている。

対象管路区分	定義
大幹線	φ350mm以上で市が指定した配水管
基幹管路	φ200mm以上の配水管と重要施設（病院、避難所等）へ接続する配水管
その他の管路	上記以外の配水管

No.	検討項目	考え方	点数	重み
①	重要施設に接続する管路（基幹管路）	給水活動等への影響が大きい路線は優先度が高い。（幹線、基幹病院、災害対策拠点、避難所等、広域避難場所）	1～5	1.0
②	緊急輸送道路	緊急輸送道路に埋設されている管路は、被災後、復旧工事を実施することが困難であるため、優先度が高い。（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路 等）	5～7	1.0
③	管路の経年化	経過年数が大きい路線は優先度が高い。	0～5	1.5
④	都市機能への影響	給水人口の多い配水ブロックは優先度が高い。	1～3	0.5
⑤	事故発生率	事故発生率の高い路線は優先度が高い。 事故発生率：管種・継手、流量、流速、水圧及び地震被害率 C_e を考慮して算定	0～44	1.5

資料出所：第7期配水管整備事業計画概要版

優先順位点数は、各検討項目の点数に重み付けを考慮し、管路ごとの優先順位点数を算出し、優先順を設定の後、優先順位別概算事業費を算出し、管路整備案の評価を行い、管路耐震化事業を着実に遂行するための段階的な整備計画を定めている。

ランク (点数)	大幹線		基幹管路		その他管路	
	延長 (m)	整備費 (千円)	延長 (m)	整備費 (千円)	延長 (m)	整備費 (千円)
7 (40点以上)			349	22,310	135,422	8,083,460
6 (30～40点未満)			668	47,320	52,713	3,091,820
5 (15～30点未満)	8,019	2,161,920	9,049	780,950	69,245	5,145,390
4 (10～15点未満)	38,533	10,686,020	50,197	5,649,730	127,339	8,603,440
3 (10点未満)	7,891	1,514,920	47,671	5,062,020	465,923	31,700,370
7～3点合計	54,443	14,362,860	107,934	11,562,330	850,643	56,624,480
幹線名 又は対象管	中央、神野、牟呂、嵩山、 飯村、大岩・二川、高師		中央・パイプインパイ プ(φ600、φ400) 昭和57年以前ダクタイ ル铸铁管(φ300)		高級铸铁管 塩化ビニル管(φ75以 上、φ50)	

項目	整備計画
整備期間	短期整備期間：平成28年度～平成32年度(5ヶ年) 中期整備期間：平成33年度～平成37年度(5ヶ年) 長期整備期間：平成38年度～平成47年度(10ヶ年)
大幹線	・幹線単位で整備する。 ・規模が大きく、経過年数の長い路線(中央幹線、南部幹線、松山幹線、向山幹線)を優先的に整備する。
基幹管路	・算出した優先順位に従って、ランクの高い路線から整備する。
その他の管路	・φ75mm以上の管路を優先的に整備する。 ・算出した優先順位に従って、ランクの高い路線から整備する。

資料出所：第7期配水管整備事業計画概要版

事業内容	7期 平成28～32年度	
	事業量 (m)	事業費 (千円)
大幹線 (φ 350mm 以上)	4,600	2,196,000
	中央・向山 ランク 5	
基幹管路 (φ 200mm 以上)	10,100	808,000
	重要施設・CIP (※) ランク 5・6・7	
その他管路	23,300	1,996,000
	CIP (※)	
計	38,000	5,000,000

資料出所：豊橋市上下水道局水道管路課作成資料

(※) CIP … 高級鋳鉄管

第7期配水管整備計画の実施状況については、重要施設（病院、避難所等）（166箇所）への水道管路の耐震化は平成28年度に終了しており、現状の進捗で配水管整備事業が進んだ場合、計画期間終了時の残り3ヶ年で計画である配水管整備延長38,000mを達成する予定である。

（3）管路の複線化に関する目標値設定について（意見23）

災害に強い管網の整備を図ることを目指す第7期配水管整備計画の中で、上下水道局としては、まず重要施設の耐震化の整備を優先的に取り組んできたが、次の段階として単線管路の複線化を含めた給水ルートが多系統化の必要性が、認識されている。

大幹線の中でも特に規模が大きく設置からの経過年数が長い中央幹線は総延長としては短いものの、豊橋市内全体の6割の給水人口に影響するため、災害対応として幹線管路の複線化は必要性が高いと考えられているが、複線化の目標値が設定されず、複線化の達成状況及び効果測定が明確でない状況にある。

市民への影響が非常に大きく今後発生する整備費も非常に多額であることから、重要性に鑑み、中長期整備期間である次の第8期配水管整備計画に

において何らかの目標値を設定し、効果測定を行うことが望まれる。

2. 処理場施設改良事業費

(1) 概要

細事業名		
処理場施設改良事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
農業集落排水施設における老朽化した設備機器の性能・機能を回復するため、設備の更新・改良を行う。たま、正接の耐震対策も行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・野依浄化センター耐震補強工事 ・野依浄化センター流入ゲート改良工事 ・雲谷・中原浄化センター全室素・全りん自動測定装置等更新工事 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
農業集落排水施設処理区域に居住する住民	農業集落排水施設処理場施設	処理場施設の初期性能を維持することで、区域住民の快適な生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を確保する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(3-1 3)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	39,999,960	37,599,120
処理場施設の更新・改修件数（件）	4	3

(2) 非常用発電機の緊急時対応時間について（指 摘29）

農業集落排水施設は下記の6か所に設置されており、耐震化については、上記事業の遂行により平成31年度で終了予定となっているが、電源喪失時における非常用発電機の緊急対応稼働可能時間は以下のとおりとなっている。

施設名	燃料（軽油）	稼働可能時間
野依浄化センター	28 リットル	3 時間
下条浄化センター	75 リットル	5 時間
雲谷中原浄化センター	30 リットル	2 時間
五号浄化センター	30 リットル	2 時間
石巻高井浄化センター	50 リットル	3 時間
嵩山浄化センター	190 リットル	12 時間

理由を徴取したところ、処理区排水がマンホールから漏れないことを主眼にセンターの処理・保管能力を踏まえた処理センターの容量が設定されており、また委託業者による災害対応が可能であるとの説明を受けた。

しかし、嵩山浄化センターを除き、数時間しか稼働できない状況である。非常用電源については災害応急対策の重要性に鑑み、愛知県防災局長より「非常用電源の適正な管理運用について（通知）」が発出されており、その中で非常用発電機の燃料タンクについては、可能な限り72時間は連続無給油運転できるよう整備及び燃料確保が望ましいとされている。そのため、下流としての処理施設における処理区の緊急対応可能時間の十分性については再度検討すべきである。

なお、実際の津波や水害の発生直後の早期対応においては、東日本大震災復旧・復興研究会編の農業・農村震災対応ガイドブック2018にも記載があるとおおり、農地の排水は後順位とされているものの、まず排水ポンプの確保と排水対象の優先準備を設定した上での応急排水の実施後、農業集落排水の上流となる農業排水路のがれき処理の先行除去が続いて優先されるとのことである。下流のみならず上流までを意識した模擬訓練の実施などの総合的な取り組みが望まれる。

3. 上下水道事業継続計画

(1) 概要

豊橋市においては平成25年2月に「豊橋市役所地震対策業務継続計画」（以下、「地震対策BCP」という。）を策定し行政機能の確保に努めており、上下水道局においても平成28年3月に「豊橋市上下水道局上下水道事業継続計画」（地震対策編）」（以下、「上下水道BCP」という。）を策定し、既存のマニュアルを統合した上で、これを班行動マニュアルとして取り扱っている。

監査の過程において、その内容及び訓練の実施並びに上下水道BCPと関連する上下水道地理情報システムについてヒアリングを行った。

(2) 地震対策BCPと上下水道BCPについて（指 摘30）

上下水道BCPの内容を検証したところ、災害応急対策業務について、地震対策BCPでは1日以内を時間単位での行動記述となっているものの、上下水道BCPにおいては1日以内のみとして記述され、時間単位での記述になっていない。

特に1日目に関する時間単位の業務については、災害応急対応の初動の観点で重要であり、上下水道BCPは地震対策BCPの詳細ルールとなっていることから、地震対策BCP同様の時間単位での行動記述を行うことが必要である。

(3) 訓練の実施状況について (指 摘 31)

災害時に事業を継続するためには、迅速かつ的確な対応が求められる。そのためには、防災・危機管理に関する知識を習得するとともに刻々と変化する状況に応じて職員が、自らどのように行動すべきか訓練を通じて判断力と行動力を養っておくことが必要である。

上下水道BCPにおいても当然訓練計画は定められておりその方法は以下のとおりである。

No.	訓練項目	内容
①	参集訓練	参集時に公共交通機関を利用せずに、徒歩、自転車、オートバイを使用し、途中の危険箇所等を確認しながら参集する。また、参集時間を記録し、よりの確な参集割合の設定を行う。
②	安否確認訓練	注意情報、発災の館内放送を受け、履歴が残る携帯電話メールにより、安否連絡を行う。
③	実施訓練	発災時における設備・管路の緊急点検、緊急措置等の模擬訓練を実施する。 (協力業者との合同訓練も含む) ・仮設ポンプ設置訓練 ・可搬式発電機起動訓練 ・給水車による給水訓練 ・仮設給水栓の設置訓練 等
④	上下水道局司令室設営訓練	上下水道局4階災害対策室に機材、資料等を搬入し、指令室を設営する。
⑤	ロールプレイ訓練	実際の災害に近い状況を想定し、災害発生から数時間の状況をシナリオとして設定する。それぞれの状況に応じてその場で判断・行動させ、非常時の活動計画の点検を行う。
⑥	関係部局・関係団体との連携訓練	発災時における関係団体（他都市、自治会等）との連携、調整等の確認を行う。 ・関係部局における情報伝達訓練 ・日本水道協会中部地方支部合同防災訓練 ・耐震性貯水槽操作訓練

資料出所：上下水道BCP

ロールプレイ訓練は上記のとおり「実際の災害に近い状況を想定し、災害発生から数時間の状況をシナリオとして設定する。それぞれの状況に応じてその場で判断・行動させ、非常時の活動計画の点検を行う。」ものであるが、平成29年度の実施内容は以下のとおりであった。

- ・豊橋市上下水道局上下水道事業継続計画概要版の説明
- ・発災直後の職員がとるべき行動（初期活動フロー）の説明

・各隊応急活動マニュアルの説明

上記はいずれも、説明をその内容としており、実際の行動を伴うものではない。確かに、説明対象となった各資料について、行動に先立って職員が理解することは重要であることは言うまでもないが、それだけをもってロールプレイ訓練とするのではなく、別途判断・行動を伴う訓練を実施すべきである。

(4) 上下水道地理情報システムの操作担当者について (指 摘32)

上下水道局BCP訓練の中で上下水道局4階災害対策室に機材、資料等を搬入し、指令室を設営する上下水道局司令室設営訓練が実施されているが、訓練結果の中で、上下水道地理情報システムの設置を総務課が実施しているものの、操作する職員の配置が不明確となっている。

上下水道地理情報システムの操作に関して、通常業務での操作者が指令室における操作担当者ではない場合、習熟度の関係から別途研修や操作訓練の実施が必要とされることから、運用管理対応課である営業課などから特定の人を選出しておくことが必要である。

(5) 上下水道地理情報システムについて (指 摘33)

上下水道地理情報システムのバックアップについては、局内ファイルサーバーは日次、局内保管の外付けHDDは週次、システム業者による遠隔地保管は隔月となっている。また、停電時においても、自家発電が機能するまではUPS電源により、自家発電後は持込PCを災害対策室の非常用発電用コンセントに接続することで自家発電電源により稼働を保持することとなっているが、システムサーバーを設置している情報管理室の空調は、非常用発電設備に接続されていない。

情報管理室の空調が非常用発電設備に接続されていない場合、システムサーバー機器の発熱により情報管理室が高温多湿になり、上下水道地理情報システムが使用不能となる可能性がある。

上下水道地理情報システムは配水管などの詳細な管網情報を管理する重要なシステムであり、災害時の対応実施の観点からは最も重要で必要不可欠なものである。よって、災害時での稼働の確実性を担保するため、情報管理室における空調に関しても自家発電時の電源の系統状況を網羅的に把握して、優先度を考慮した必要な対応を実施することが求められる。

なお、停電時には管網情報を印刷したものを活用することとなり、具体的に、上下水道局では市内3か所（上下水道局庁舎、小鷹野浄水場、南部配水場）に常備しているが、同時に本庁舎でも4階防災危機管理課に同様な管網情報の資料を常備している。

V 防災力を高める

● 建設部道路建設課

1. 名豊道路道の駅整備事業

(1) 概要

細事業名		
名豊道路道の駅整備事業		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
名豊道路（国道 23 号豊橋東バイパス）七根 IC 周辺において、道路利用者のための休憩施設と、防災活動拠点としての機能及び地域振興。情報発信機能を備えた道の駅を整備する。		<ul style="list-style-type: none"> 道の駅地域振興施設の基本設計、造成工事 防災備蓄倉庫用地の取得
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
名豊道路の利用者	名豊道路七根 IC 周辺に整備する道の駅	道路利用者のための休憩機能、道路情報や地域の観光情報などを提供する情報発信機能、地域振興施設等の地域連携機能、災害時の防災機能を併せ持つ施設として整備する。
関連するアクションプラン		
5-2-2 防災拠点の整備		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	2,743,200	211,591,645

名豊道路は、名古屋と豊橋を結ぶ延長約72.7kmの大規模バイパス道路であり、国道1号、23号の交通混雑の緩和に大きな効果をもたらす重要な路線である。既設道の駅「潮見坂」～「筆柿の里・幸田」間は40km以上となっており、過労による事故の抑制のためには休憩施設の必要性が高いと考えられることから、七根IC付近に新たな道の駅を整備することとなった。その際に休憩機能や情報発信機能のほか、防災活動の拠点としても利用することができるよう防災備蓄倉庫の建設を合わせて行うこととした。上記決算額の大半は道の駅の造成費用にかかるものであり、防災備蓄倉庫にかかるものは平成28年度はなく、平成29年度は用地取得費用等として約16百万円となっている。監査人が関係書類を閲覧した時点（平成30年9月）では倉庫自体の建設は行われていない。

(2) 防災備蓄倉庫の周知について（意見24）

新たに整備される道の駅は、県道406号線を挟んで東西に長い敷地で、休憩機能や情報発信機能は既存のJAあぐりパーク食彩村のある西側に整備される予定である。一方防災活動の拠点として整備される防災備蓄倉庫は敷地の東端に建設が予定されている。有事の際には防災備蓄倉庫からの物資の搬出がしやすい駐車場が集中する東側に整備することも一定の合理性があると考えられる。

ただ、当該道の駅は南北に高低差があり、有事の際以外は一般の車両が防災備蓄倉庫前まで進入できないよう可動式の柵で、経路をふさぐ予定であることから、当初の当該道の駅整備の目的を鑑み、西側の休憩もしくは情報発信設備においても何らかの形で当該道の駅東端に防災活動の拠点としての防災備蓄倉庫の整備がなされている旨を周知することが望ましい。

● 産業部農業支援課

1. 森林管理事業費

(1) 概要

細事業名		
森林管理事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
平成 17 年度の森林組合解散以降、単に森林管理だけでなく沿道農地の管理やハイキング等のレジャー利用といった多様な市民ニーズに対応するため、市が管理する林道の適正な維持管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・林道吉祥山線改良（平成 29 年度まで） ・林道維持管理保守（除草） ・「あいち森と緑づくり事業」を活用した里山林の整備 ・森林管理講座の開催 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
森林所有者及び市民	森林及び森林施設（林道）	林道の適正な維持管理を行うことで、多様な利用者ニーズに対応する。
関連するアクションプラン		
第 5 次豊橋市総合計画（分野別計画 5-3 「森林の保全と育成」）		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	3,537,110	9,016,484

実施事業は、大きく分けて①林道の維持管理保守業務と②森林管理講座の開催の 2 つである。

(2) 豊橋市総合計画との関連性について（意 見25）

第 5 次豊橋市総合計画の分野別計画「安心して暮らせるまちづくり」のひとつに、治山・治水・浸食対策の充実がある。その基本方針の一つである「森林の保全と育成」においては、水源涵養、土砂流出防止、環境保全など森林のもつ公益的機能を維持するため、計画的な除間伐や林道整備を推進し、森林の保全を図るとしている。

本事業は、上記方針に対応する事業とされている。

しかし、本事業のうち、林道の維持管理保守業務については、現在、豊橋市が保守管理している林道以外の作業道をはじめそれに付随した森林の土砂流出防止等の治山事業や環境保全のための人工林および里山林の整備は、県で実施されているため、一部（6 箇所）の林道を保守するのみの業務である。これは従前、森林組合が管理していた林道について、森林組合解散以降、

市が林道管理を移管する形で引き受けているものであり、そのため、豊橋市内の森林における路網を網羅的に保守管理できているわけではない。

この点、これらの特定の林道の保守を促進することのみでは、豊橋市総合計画の施策目的である土砂流出防止といった防災上の観点の効果は、非常に限定的であると考えられ、施策目的を達成する事業であるとは言い難いと考ええる。

(3) 森林管理講座の評価について（意見26）

実施事業のうち②森林管理講座は、毎年実施され、市民より20名前後の参加がある。当講座については、森林の管理に興味を持ってもらい、森林の持つ多面的な機能を理解してもらうことで、保全に関する市民の啓発を目的としている。

ただし、本講座については、平成29年度までの開催においては、参加者への事後アンケート等は実施していない。なお、担当課へのヒアリングによると、平成30年度以降で、アンケートの実施を検討中であるとのことである。

この点、アンケート等参加者からのフィードバックを吸い上げることで、以下の確認が可能となる。

- ・参加者の目的意識は当該事業と整合していたか。
- ・当該事業は、事業目的を達成するために有効であったか。
- ・次回以降よりよい講座にするために改善すべき点はあるか。

こうした事業目的の整合性を確認する等適切な評価を行う意味でも重要であるため、アンケートを適切に実施することが望ましい。

2. 森林保育除間伐推進事業補助金

(1) 概要

細事業名		
森林保育除間伐推進事業補助金		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
災害防止機能向上による国土の保全や水資源のかん養、地球温暖化防止機能による生活環境の保全、森林浴などの保健・文化活動の場といった森林の多面的機能を保全するため、人工林における除間伐を適期に実施する。	・ 除間伐経費の一部を補助	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
除間伐実施者（結果的に市民全体）	森林除間伐実施者	人工林において除間伐を適期に実施することにより、優良な森林資源を確保するとともに森林の保全を図る。
関連するアクションプラン		
第5次豊橋市総合計画（分野別計画 5-3 「森林の保全と育成」）		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	91,800	45,050

(2) 補助金の活用促進について（意 見27）

当補助金の平成29年度予算額は425,000円である。これに対し、決算額は45,050円と実行額は大幅に下回っているが、その具体的な要因については、調査が行えていない。

担当課へのヒアリングによると、そもそも除間伐実施者の数が少なかったという可能性や、県が実施している人工林整備等同様の趣旨の制度を利用する人が多かったという可能性等、様々な要因が考えられるとのことであるが、上記の通り予算額と実績額が大幅に乖離している状況を考えると、より具体的に乖離要因を調査する必要がある。

そのため、例えば、除間伐実施者への聞き取りやアンケートを実施する等して、本制度の利用しやすさや、ニーズについて調査をする等を行い、より利用者のニーズに沿った補助金となるよう見直しを行うのが望ましい。

● 防災危機管理課

1. 防災対策啓発事業費

(1) 概要

細事業名		
防災対策啓発事業費		
事業の概要	平成 29 年度の主な取り組み	
総合防災訓練や防災啓発講習会を実施することにより、地域の防災力を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市総合防災訓練、市民向け防災講演会の実施 ・児童、生徒向け防災啓発パンフレットの作成、児童を対象に防災ポスターコンクールの開催 ・ボウサイマンZを活用した啓発活動の実施 ・防災コミュニティマップ作成の手引き、防災コミュニティマップの作製 ・多機能起震車の更新 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市民、自主防災組織及び事業所等	地域防災力の向上	地域の防災力強化により、市民ぐるみの災害対応を行い地域防災力の向上を図る。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(5-1)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	6,590,353	47,104,248

豊橋市は、老朽化が進んだ平成 16 年式起震車を多機能型起震車に更新している。多機能型起震車とは、地震の揺れを体験できる機能に加えて、災害時の迅速な応急対策活動を図るための発電機能を有した車両であり、多機能型起震車全体の予算要求額 40,864 千円に対して、追加機能として付加された電力供給機能及びテレビ受信機能の購入見積額は計 3,440 千円である。

具体的な付加機能としては、「発電機能」と「テレビ受信機能」であり、豊橋市は災害発生により停電した場合の電力供給や、現地本部として被災現場などと災害対策本部との連絡調整を行うための指揮車両として活用することを想定している。

(2) 多機能型起震車の追加機能について (意見 28)

3,440千円相当の追加機能を付加された多機能型起震車であるが、平成30年1月に購入されてから、現地本部としての役割での具体的なシミュレーションは行われていない。

大規模災害時には数多くの活動拠点が想定され、そのような状況下で県や消防本部などの関係機関とも連携して、現地本部として有効かつ効率的に被害状況等の情報収集・伝達活動を行うことが必要となる。以上の観点より、多機能型起震車を現地本部として有効に機能させるためには、実践的な訓練等により災害時に備えておくことが望ましい。



起震車

VI 視察

● 中消防署

1. 自家用給油取扱所

(1) 概要

東日本大震災の際に被災地周辺の給油取扱所では停電により、又は、保管燃料がなくなり営業を停止せざるを得ない状況になったことから、豊橋市では必要な燃料を確保し、発災初期の災害対応力を強化するため、中消防署自家用給油取扱所を増強した。これにより、市有車両549台の約3日分のガソリン及び軽油を確保することができるとしている。

(2) 自家発電機の取替について（意見29）

中消防署の地下に自家発電機が2基設置されており、中消防署建設当時の設備であり、その耐用年数が到来しつつある。しかしながら、当該自家発電機を取替るための搬出口等は設けられていない。今後仮設の自家発電設備を外部に建設するなどして取替を進めることが想定され、長期的な取替計画を策定することが望ましい。



中消防署 外観



自家用給油取扱所

● 防災ひろば防災備蓄倉庫

(1) 概要

豊橋市では帰宅困難者について次のとおりホームページ上で想定している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、首都圏では鉄道など多くの公共交通機関の運行に支障が生じ、通勤・通学する人の帰宅手段が閉ざされたことで多くの帰宅困難者が発生しました。また、多くの人が一斉に帰宅を開始した場合、路上に人があふれ、余震による落下物や火災等による二次被害を誘発することや、自家用車による交通渋滞から緊急車両の通行に支障が生じ、迅速な救命・救急活動の妨げになることなどが分かってきたことから、駅周辺における市民等の安全を確保し、都市機能を混乱させないための総合的な帰宅困難者対策が必要とされています。

この帰宅困難者対策として、豊橋市における主要な公共交通機関の結節点となっている豊橋駅周辺においては、多数の帰宅困難者等の発生が予測されることから、「穂の国とよはし芸術劇場プラット」、「こども未来館ここにこ」を帰宅困難者等支援施設へ指定するとともに、帰宅困難者等支援施設に滞留する人たちを支援するための施設として、「豊橋駅南口防災ひろば」を整備し、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチなどの支援機能を持たせている。



防災ひろば防災備蓄倉庫



倉庫内の様子

(2) 備蓄品一覧表と現物の不一致について（指 摘34）

備蓄品一覧表には記載されていないにもかかわらず、実際には保管されていた物資が存在した。

不一致品の一部には、他の避難所へ移動する目的で一時的に保管されているものもあったが、備品一覧表で管理されていないものもあった。不一致となっていた現物は、以下のとおりである。

不一致となっていた物資
マンホールトイレ便座
マンホール用テント
発電機



倉庫内のスペースは限られており、可能な限り有効活用を図る必要があるため、本来不必要な物資をおく余裕はないはずである。きちんと整理整頓の上、台帳管理の対象とすべき必要なものと、不必要なものを区別し、後者は直ちに処分されたい。なお、本防災備蓄倉庫の不一致物資については豊橋駅南口防災ひろばにマンホールトイレがあることから、便座等も当然必要性はあるため、台帳管理の対象として整理されたい。

(3) 防災備蓄倉庫の定期棚卸の必要性について（指 摘35）

現在、防災備蓄倉庫の定期的な棚卸は実施されていない。また、倉庫内の棚には保管品について、明示がない備蓄品があり、保管場所が定まっていない印象を受けた。

帰宅困難者が多数発生すると予想される災害時に備蓄物資を適切に使用

するためには、保管場所と保管数量を正確に把握しておく必要がある。このために、定期的な棚卸を実施し、現物の過不足及び劣化の状況を備蓄品一覧表に正確に反映させるとともに、備蓄物資の保管場所についても明示するなど、効率的な棚卸が行えるよう準備を進めることが必要である。

● 牟呂防災器材庫

(1) 概要

豊橋市では有事に備え市内に数か所の防災備蓄倉庫を整備している。そのうちの一つである牟呂防災器材庫を視察した。



外観



内部の様子

(2) 在庫管理について（意見30）

在庫リストに基づき、サンプルで抜き出したものに関して数量並びに保管状況を確認した。その結果、紙コップに関して袋が破られているものがそのまま放置され、それについても在庫としてカウントされていた。地域の防災行事等の際に使用し、そのまま放置されていると推察でき、より精緻な在庫管理を行うことが望ましい。



袋が破られたままの紙コップ

● 下条水防倉庫

(1) 概要

豊橋市では洪水や高潮による被害を軽減するため、計画に基づく水防活動に必要な資機材を備蓄する倉庫を以下の6箇所では有している。

このうち、下条水防倉庫について視察を行った。

名称	所在地
下条水防倉庫	下条東町字西ノ池
下地水防倉庫	下地町字天神
渡津水防倉庫	清須町字天神
野依水防倉庫	野依町字中瀬古
花中水防倉庫	花中町
牟呂水防倉庫	牟呂外神町

(2) 水防倉庫の資機材の管理について（指 摘36）

下条水防倉庫へ視察し、サンプルで現物確認を実施したところ、「豊橋市地域防災計画 豊橋市水防計画 資料編」の「防災上必要な施設・設備等」に記載されている、水防倉庫に備蓄すべき資機材の数量に満たないものが発見された。

具体的には、加工番線について、必要な数量は8箱と記載されているが、実際には6箱と、開封し3分の1ほど使用した1箱のみが備置されている状態であった。

資機材の補充について担当者に質問したところ、水防倉庫の管理責任は、防災危機管理課であるため、資機材を活用する関係各課が使用状況を報告し、その報告に基づき補充するとのことであった。

有事に備え、資機材を具備することは非常に重要であるため、補充すべき資機材がある場合には速やかに報告することを周知徹底するなど、部署間の連携を密に取り、必要な資機材が不足することのないよう対応することが必要である。

● 津波防災センター

(1) 概要

豊橋市では南海トラフ地震などによる津波から市民の生命を守るため、津波防災センターの整備を進めている。この施設は周辺住民が迅速な避難行動をとることが困難な場合や津波の襲来の覚知が遅れた場合に緊急一時的に避難する場所として、避難室や備蓄倉庫、多目的トイレ等が完備されている。

往査時点で豊橋市には天津地区及び三郷地区に建設されており、今回両方に視察を行った。



天津地区津波防災センター



三郷地区津波防災センター

(2) 市保有資産と住民保有資産の区別について

豊橋市では津波防災センターの使用は、津波発生時だけに限定されていない。この点につき豊橋市津波避難施設条例第3条によれば以下のとおり、記載されている。

第3条 津波が発生した場合において、地域住民その他避難を必要とす

る者は、市長の承認を受けずに津波避難施設を使用することができる。
2 前項に定めるもののほか、津波避難施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けて、市民が行う防災訓練その他地域防災力向上のための行事（豊橋市天津地区津波防災センターにあっては、地域コミュニティ活動のための行事を含む。）に津波避難施設を使用することができる。

施設の主な利用者である地域住民による継続的な出入りが行われており、一部自治会などの資産が持ち込まれている。実際に内部を視察したところ以下の事項が認められた。

①明示がないため、市の備品か否かが判明しない（指 摘37）

例



明示がない時計
(天津地区津波防災センター)



明示がない扇風機
(三郷地区津波防災センター)

明示がなく、持ち出し可能な備品であれば、長期の継続使用の過程で、所有権が不明になり、例えば市が他の施設に移そうとしても、市のものとして判別できなければ移せなくなる可能性がある。下記のようにシールで判明できるような例もあり、今後継続的にすべての備品について適用すべきである。



シールが貼られている例

②施設内で保管することの正当性がはっきりしない（指 摘38）

三郷地区津波防災センター内の備蓄倉庫内に添付写真のとおりごみ袋に入った物品やヒータなど、市の備品ではないと思われるものが認められた。

例



また屋外にも同様に下記の廃棄物と思われるものが置かれていた。

例



市の備品以外のものを、施設内に保管することについて、前述の津波避難施設条例第3条では特に定められていないが、市民の継続使用を前提とした場合には持ち込み品が保管されることも起こりうる。こうした場合の取り扱いについても明確にしておくべきである。

③定期棚卸の実施について（指 摘 39）

豊橋市地域防災計画によれば、各津波防災センターの備蓄物資は以下のとおり定められており、管轄部署である防災危機管理課では、他に台帳は作成していない。

品名	三郷	天津
アルファ化米	300 食	200 食
缶入りパン	240 食	192 食
ボトル飲料水	840 食	552 枚
毛布	170 枚	100 枚
子供用おむつ	560 枚	584 枚
大人用おむつ	304 枚	304 枚
生理用品	576 枚	576 枚
発電機（カセットガス）	2 台	2 台

しかし、センター内の備蓄倉庫を確認したところ、上記にない物資が保管されていた。

例



トイレットペーパー
(三郷地区津波防災センター)



トイレットペーパー
(天津地区津波防災センター)



簡易トイレ（三郷地区津波防災センター）

現在、定期棚卸が行われていない。そのため、決められた在庫以外の物資が保管されている場合や決められた在庫で数量相違等が生じている場合において、その発見は困難である。

災害時に備蓄物資を適切に使用するためには、保管場所と保管数量を正確に把握しておく必要がある。よって、定期的な棚卸を実施し、現物の過不足及び劣化の状況を備蓄品一覧表に正確に反映させるとともに、備蓄物資の保管場所についても明示するなど、効率的な棚卸が行えるよう準備を進めることが必要である。

（3）施設周知の必要性について（指 摘 40）

豊橋市天津地区津波防災センターは平成 29 年 3 月 29 日より利用されているが、市のホームページでは天津地区津波防災センターに係る掲載がされていない。天津地区では周知されており、他の地区の住民が使用する可能性は低いかもしれないが、誰でも利用可能な緊急時の避難場所として市民への周知を図るために、市ホームページのタイムリーな更新が必要である。

● 津波監視カメラ

（1）概要

豊橋市では津波監視を目的として、前芝住宅（西浜町）、カモメリア（神野埠頭町）、王寿園（小松原町）の3か所にカメラを設置している。これらの映像を市役所や中消防署で監視するとともに、一般市民もホームページで確認

することができる。

以上の中でカモメリア（神野ふ頭町）に設置されている津波監視カメラを実際に視察した。カモメリアは三河港の役割と魅力を見て、触れて、学べる体験型の展示施設で、全高30.8メートルの建物の上部に展望台を併設している。津波監視カメラはその展望台の屋上に設置されている。



カモメリア



津波カメラ

（2）指摘・意見

施設について視察を行ったが、指摘すべき事実は認められない。

● 豊橋公園

1. 豊橋公園 陸上競技場スタンド改築事業

(1) 概要

細事業名		
総合運動場管理運営事業費		
事業の概要		平成 29 年度の主な取り組み
スポーツに親しんでいる市民が、競技に支障がなく安全に活用できる施設として整備、充実を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務を適正・円滑に実施するために、毎月 1 回指定管理者と連絡調整会議を開催 ・陸上競技場スタンド建設工事やフィールド改修工事を実施
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
スポーツを行うすべての市民	スポーツを行うすべての市民	市民が手軽にスポーツに親しむことができるように、スポーツ施設を充実する。
関連するアクションプラン		
豊橋市地震対策（減災）アクションプラン(5-2)		
	平成 28 年度	平成 29 年度
決算（円）	286, 224, 235	1, 192, 801, 194

市は、1,109,508 千円をかけて豊橋公園 陸上競技場スタンド改築事業を実施した。当該事業は、豊橋市地震対策（減災）アクションプラン「5-2 防災拠点の整備」にも明記されており、また、国土交通省中部地方整備局への交付金申請時の資料「豊橋公園 陸上競技場スタンド再整備事業について（豊橋市役所 スポーツ課）」によると、防災機能としての役割が以下のとおり盛り込まれている。

1. 事業概要

豊橋市地域防災計画に防災活動拠点（地域防災活動拠点・地区防災活動拠点）として位置付けられている豊橋公園の防災機能向上と陸上競技場が市民にこれまで以上に身近な施設として活用してもらうため、築後 50 年経過する老朽化した豊橋公園 陸上競技場スタンドを再整備する。

2. 防災機能としての役割

○地域防災計画の位置付け

豊橋公園は地域防災計画において、地域防災活動拠点に指定されています。

陸上競技場は、愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び救援部隊活動拠点として位置付けられています。

○スタンド再整備による防災面の効果

・救援物資の受入基地としての新規役割

現在、豊橋市地域防災計画における救援物資の受入基地として、東部地域の「シンフォニアテクノロジー(株)健康保険組合体育館」、西部地域の「豊橋市総合体育館」、海上（西部）地域の「ライフポートとよはし」が位置付けられていますが、市の中心部には基地がありません。

また、平成27年3月30日付け中央防災会議幹事会において決定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく地域内輸送拠点として物資保管に必要な面積が約400㎡不足しています。

豊橋公園は、市の中心部に位置し、国道1号等緊急輸送道路にも面しており、また、同公園内にある陸上競技場スタンドを整備することで必要な面積を確保できることから、同競技場を市の中心部における救援物資の受入基地として、豊橋市地域防災計画に明確に位置付けます。

・救援部隊活動拠点としての役割強化

災害時に県内外からの応援部隊等が迅速に人命救助のための活動を開始できるよう、警察、消防、自衛隊などの広域応援部隊による緊急災害現地対策本部としての施設が必要であり、今回、陸上競技場スタンドを整備することにより愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び救援部隊活動拠点としての諸室を活用することができます。

資料出所：豊橋公園 陸上競技場スタンド再整備事業について（豊橋市役所 スポーツ課）

(2) 豊橋公園陸上競技場スタンド改築事業の目的と評価の整合性について

(意見 31)

前述のとおり、国土交通省中部地方整備局への交付金申請時の資料では防災機能としての役割が前面に出されているものの、事業評価における細事業PDCAシートにおいては専らスポーツ環境の観点から評価されており、防災

機能の観点からの評価は行われていない。

取り組みの基本方針	スポーツ環境の整備充実
妥当性	市民の誰もが楽しくスポーツをし、健康で明るい生活が送れるよう、その拠点となるスポーツ施設を整備していく必要がある。
有効性	既存施設の老朽化が進んでいる中で、市民が安心してスポーツ施設を利用するためには、計画的に整備、改修及び維持管理する必要がある。
効率性	多様化する住民ニーズに、効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、経費の削減を図る指定管理者制度を導入している。

資料出所：平成 30 年度 細事業 PDCA シート（平成 29 年度決算評価）

「2018 行政評価要領」によれば、細事業とは予算上の細事業であり、細事業 PDCA シートにより、政策的に決定された方針を実現する手段として、細事業の実績を継続的に把握し進捗を評価するとともに、事業実施の中で、改革改善を推進するとある。また、細事業 PDCA シートは、一部を除くすべての細事業について作成するとある。

総合運動場管理運営事業に含まれる陸上競技場スタンド整備事業には 1,109,508 千円と多額の予算が投入されており、予算的には総合運動場管理運営事業費の大部分を占めている。また、陸上競技場スタンド整備事業の目的として、防災機能としての役割が明確に位置づけられている。

以上の事業実態と行政評価要領の趣旨を踏まえれば、スポーツ環境の観点からのみではなく防災機能の観点からの事業評価も実施することにより、防災機能の役割としての実績を継続的に把握し進捗を評価するとともに、事業実施の過程の中で、改革改善を推進していくことが望ましい。



(旧 陸上競技場スタンド)



(新 陸上競技場スタンド)



(新 陸上競技場スタンド)

● 豊橋市民病院

(1) 概要

昭和7年6月に市立豊橋病院として開院し、東三河地域の中核病院として病床数800、診療科目37科を有している。

平成28年に高度放射線棟を整備した際に非常用発電設備を備えた特別高圧変電所の整備を行った。これにより3日間の電源が供給できるとしている。



特別高圧変電所の外観



非常用発電機

(2) 備蓄品の棚卸実施について（指 摘41）

豊橋市民病院では入院患者が1日3食で5日間、職員が1日2食で5日間、外来患者が1食分過ごせるだけの備蓄食料と毛布や携帯用トイレなどを備蓄している。備蓄場所を視察したところ、廃棄予定の物品の廃棄までの仮置き場になっていたものの、往査時点から1週間ほどでそれらが撤去されたことを現場写真で確認した。



備蓄倉庫の様子1



備蓄倉庫の様子2

しかし、備蓄品リストをもとにサンプルを選び、数量を数え一致を確認したものの、豊橋市民病院では毛布や簡易トイレといった、食料品以外の備蓄品に関して、毎年決まった時期に備蓄品の数を数え、リストどおりの数量が備蓄されていることを確かめる棚卸を行っていない。想定している数量が間違いなく保管されていることを確かめることは極めて重要であり、それを担保するために備蓄品の棚卸を毎年行うべきである。

(3) 固定資産の管理について (指 摘42)

現在豊橋市民病院では各固定資産と固定資産台帳を紐付けするための固定資産管理シールでの管理を行っておらず、固定資産台帳に基づいた定期的な棚卸を実施していない。医療器具をはじめ固定資産管理シールの貼付が適当でない物品があるのは理解できるが、それ以外のものについては、固定資産の棚卸を実施する必要がある、棚卸の実施を容易にするためにも固定資産管理シールでの管理を行うべきである。

(4) 災害対応マニュアルの整備について (指 摘43)

豊橋市民病院は愛知県における地域中核災害医療センターであり、大規模な災害が発生した際には、災害対策本部を設置し、被害状況の把握を速やかに行い、院長（災害対策本部長）もしくはその代行者が医療継続か避難かの判断を行う。

作成されている「豊橋市民病院災害対応マニュアル第1版」（平成22年8月、平成23年10月改訂）は、市民病院班の班行動マニュアルに相当するもので、以下のとおり構成されている。

第Ⅰ章災害対応基本方針
第Ⅱ章災害時の受入れ体制
第Ⅲ章各部門対応の概要
第Ⅳ章登録・報告書、帳票類
その他

視察時に上記マニュアルを閲覧したところ、災害発生時の受入れ体制や各部門の対応等、多数傷病者が発生し、それら患者を受け入れる機能が概ね維持されている場合を想定している。

しかし、平成29年度に実施された訓練についても確認したところ、病院の資料によれば以下の目的により行われている。

在院職員の少ない時間帯において、巨大地震発生により、孤立状態となった場合の初動（暫定災害対策本部）から災害対策本部への引継ぎまでの業務の確認とともにEMIS（広域災害救急医療システム）入力訓練、エアーストレッチャー搬送訓練などの基礎訓練を実施する。

注：EMISとは災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するシステムである。

上記から訓練内容は、病院自体が被災した場合を想定しており、マニュアルの想定より逸脱している。もちろん予想される災害発生状況からは訓練自体は、十分想定される内容であり、むしろマニュアルの記載が、追いついていないと思われる。いずれにしてもマニュアルは、職員の行動時の判断のよりどころであり、マニュアルのないまま、職員が共通理解のもとに行動することは困難である。早期にマニュアルを改訂すべきである。

● 飲料水兼用耐震性貯水槽並びに器具倉庫

(1) 概要

豊橋市では有事に備え、市内の26か所に、消防にも給水にも使用できる40から100m³の貯水槽と、消防ホースや仮設の給水スタンド等を保管しておく器具倉庫を整備している。そのうち新川小学校と章南中学校を視察した。

(2) 在庫管理について（指 摘44）

器具倉庫の保管物品について在庫リストに基づき、数量並びに保管状況を確認した。その結果、別場所に保管されているということであったが往査時点では新川小学校、章南中学校両校ともに消防ポンプ1基ずつが確認できなかった。より実効性のある場所に保管しているということであればその旨を在庫リストに反映させるべきである。

(3) 貯水槽の管理について（意 見32）

章南中学校の貯水槽を視察した際、取水マンホールの上にゴムのシートがおかれ、即座にはどこに取水マンホールがあるのかわからず、近くには車が駐車してあった。校内の建物の改修のため臨時的な駐車場として使用しているとのことであった。

豊橋市としては、教育委員会に依頼して学校敷地内に貯水槽設置の許可を得ていることから、学校敷地内の使用方法については、当然に各学校の意思が尊重されるべきではあるものの、防災意識の観点から貯水槽の重要性を啓発し、各学校との意思疎通を行っていくことが望ましい。



ゴムシートに隠れた取水マンホール

第6 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。